

21世紀の とよあけ 環境羅針盤

Toyoake-City

Kitsukake-cho

豊明市環境基本計画

Nishikawa-cho





豊明市環境基本計画『21世紀のとよあけ環境羅針盤』

目 次

STEP 1 計画の基本構想 1

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	豊明市を取り巻く20世紀末の環境情勢	2
第3節	『21世紀のとよあけ環境羅針盤』の特徴	3
第4節	『環境羅針盤』の位置づけ	4
第5節	『環境羅針盤』がめざすところ	5
第6節	『環境羅針盤』の対象範囲	5
第7節	『環境羅針盤』の期間	6

STEP 2 21世紀の豊明市の環境づくり 7

第1節	望ましい環境像と環境テーマ体系	8
第2節	望ましい環境像を達成するための施策の方向性と配慮指針	10
自然環境 緑と水辺の豊かな環境をめざして		
A	自然の保全	10
B	風景の保全	14
C	自然とのふれあいの確保	16
D	ため池等の水辺の保全・活用	18
E	水質の浄化	22
事業環境 環境と調和する循環型産業活動をめざして		
F	産業活動の支援	24
G	農地の保全・農業の支援	26
都市環境 快適で安全な環境をめざして		
H	水とまちづくり	28
I	災害に強い都市づくり	30
J	潤いと安らぎのあるまちづくり	32
K	より良い道路環境づくり	36
L	環境汚染のないまちづくり	40
M	快適で安全な都市づくり	44

生活環境 循環型ライフスタイルをめざして

N	ごみから超ごみへの転換	48
O	食の安全	52

地球環境 次世代に残し伝える地球をめざして

P	地球規模で考えるこのまちの取り組み	54
---	-------------------	----

社会環境 市民が参加してつくる明るい社会をめざして

Q	環境教育	58
R	市民参加・市民行動	60
S	環境施策の推進（市民・事業者・行政のパートナーシップ）	64

STEP 3 『環境羅針盤』の実行プラン 69

★ 巻末資料 77



✦ STEP 1

計画の基本構想





STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料

第1節

計画策定の趣旨

本市のまちづくりは、豊明市総合計画に示された「やさしく、ゆたかに、うつくしく」を基本理念に、全ての市民が主役となって「住んでよかった、住みつづけたいまち」をめざしています。

20世紀は戦争による環境破壊と戦後の生産活動、消費活動が大幅に拡大し、大量廃棄、人口の増加と相まって私たちの生活や私たちをとりまく環境は大きく変貌しました。すなわち便利で快適な生活を求めるあまり自然の減少や環境汚染問題が生じています。

21世紀に「住みつづけたいまち」豊明市を実現させるためには、豊明市が直面している環境問題や資源・エネルギーの大量消費による地球規模での地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染等に対応していくことが必要ではないでしょうか。それには市民・事業者・行政が一体となり、長期展望に立って総合的に環境に関する政策や施策、そして実践行動を進めていくことが重要です。

このような視点から、「住みつづけたいまち」豊明市の21世紀の環境づくりをめざし、「豊明市環境基本計画『21世紀のとよあけ環境羅針盤』」を策定します。

第2節

豊明市を取り巻く20世紀末の環境情勢

平成9年(1997年)に京都で開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)において、日本は温室効果ガスの総排出量を二酸化炭素換算で平成2年(1990年)に比べ6%削減することなどを取り決めた京都議定書が採択されました。

また、豊明市が本計画を策定した平成12年(2000年)には、循環型社会形成推進基本法が制定されました。この法は基本的枠組み法として環境基本法の下位に位置づけられるもので、新たな個別法が制定される序章となるものでした。

これらは、国が循環型の社会システムへの転換を重要視し、それが急務であることを認識している証明で、経済成長を止めることなく持続的発展が可能な社会を実現させるためには各国やその国民が地球規模の環境問題に協働で取り組まなければならないことを語るものです。

そうした一丸となった取り組みの必要性が叫ばれ、地球温暖化対策推進法や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)などの法整備が成されるなか、わが豊明市においても市民・事業者・行政の協働の取り組みによって、次世代に

残すべくより良い豊明市をつくっていくことが望まれるようになりました。そして微力であると受け取られがちですが、市民個々の取り組みが地球規模の協働の調和を生み出していること、ひいては地球環境に貢献できているのだということを実感できるようにすることが重要な視点になってきています。

第3節

『21世紀のとよあけ環境羅針盤』の特徴

1 環境の保全と創造のバランスを考慮した計画

『環境羅針盤』は、環境の保全と創造の視点から、市内の全ての活動に関して施策や行動の方向性を示したものです。21世紀にふさわしい環境保全型の経済活動への転換を念頭に環境保全と経済とのバランスがとれるよう配慮しました。

また、豊明の特色であるため池や農地を残し緑あふれる都市づくりをしたり、各種環境施策によって心潤う快適な生活環境を確保するなど、環境保全型都市にふさわしい計画づくりに努めました。

2 横断的で実効性のある計画

『環境羅針盤』は、環境保全と市民生活や経済とが調和していくことが不可欠と考えているため、環境保全・創造とまちづくりビジョンを示す各種計画について、環境面で横断的に調整及び整合をとっています。

また『環境羅針盤』は、「環境保全・創造のビジョン提示」を示し、環境配慮及び指導をする際の根拠とすることで計画の実効性も確保しており、計画の達成状況の評価等、計画の進行管理を実行していくことを大きな柱として考えています。

3 市民参加による計画

『環境羅針盤』は、計画の策定段階から市民・事業者・行政の参加があり、今後も三者がそれぞれの役割に応じて計画に基づいた行動を実践するとともに、相互に情報を伝え合っていきます。

STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料



第4節

『環境羅針盤』の位置づけ

1 環境施策の総合的推進

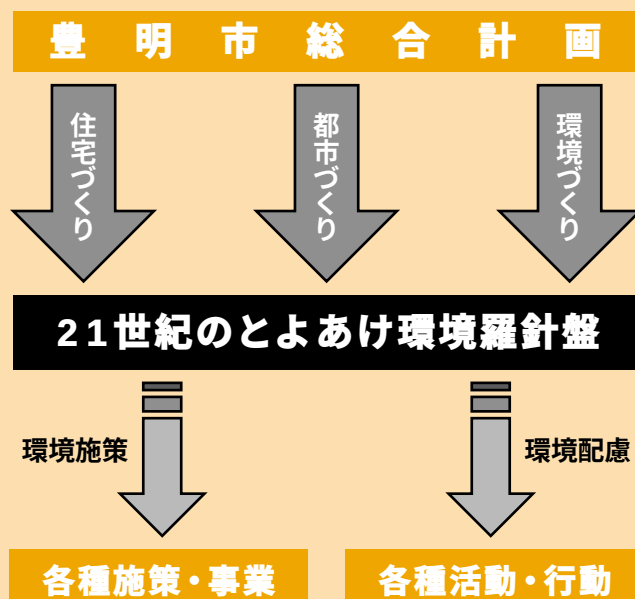
『環境羅針盤』は、より良い環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊明市環境基本条例第14条に基づき策定します。

2 豊明市総合計画の環境面からの支援

『環境羅針盤』は、豊明市総合計画に示されている「豊明市のまちづくり」をより良い環境づくりの側面から考えていきます。そして豊明市の環境全般に関する基本計画として、環境に関係する全ての計画、施策、事業、活動に対して、目標や行動等の方向性を示します。

3 より良い環境を実現させるための配慮指針

より良い環境を実現させるため、市民・事業者・市がそれぞれの立場で環境への配慮や行動を進めていくことが重要です。このため、『環境羅針盤』では、市民・事業者・行政のそれぞれが配慮すべき事項を示します。



第5節

『環境羅針盤』がめざすところ

『環境羅針盤』は、豊明市環境基本条例の理念でもある「環境の保全と創造」「持続的発展可能な社会の構築」「地球環境の保全」の3つを、そのめざすところとします。

豊明市環境基本条例 第3条 基本理念

1 環境の保全と創造

環境の保全及び創造は、健全で緑豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、現在及び将来の市民がこの恩恵を共有することができるように積極的に推進されなければならない。

2 持続的発展可能な社会の構築

環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行なわれるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全

地球環境の保全は、市民、事業者及び市が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(豊明市環境基本条例より抜粋)

第6節

『環境羅針盤』の対象範囲

計画に基づいた各種施策が実施される対象の範囲は、近隣市町の事業活動が豊明市の環境や市民生活に影響を及ぼす一方、豊明市での活動も周辺地域に影響を及ぼすため、豊明市全域及び豊明市の環境や活動等に関係がある範囲とします。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



第7節

『環境羅針盤』の期間

豊明市環境基本計画は、2001年（平成13年度）すなわち21世紀からスタートする計画であることを考慮し、計画の期間は豊明市の望ましい環境像を達成すべく、21世紀から22世紀までの100年間を見据え、次世代により良い環境を継承する計画であることを念頭においたうえで次の目標年次を掲げます。

短期目標 (5年)

2001年～2005年
(平成13年度から平成17年度)

※2006年以降は、5年ごとに短期目標を定めます。

長期目標 (20年)

2001年～2020年
(平成13年度から平成32年度)

※社会状況の変化等に応じて、適宜内容の充実や見直しをします。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 2

21世紀の豊明市の環境づくり

ユートピア

人と人、人と地域、人と自然の 環境理想都市 豊明



環境理想都市

このように豊かな環境と明るい社会をつくっていくため、『人と人』『人と地域』『人と自然』とが互いに関連しあうことが大切です。すなわち、「人」と「地域」と「自然」がいろいろな形で有機的につながり、まちが一つの生態系をなすような『環境ユートピア』をめざします。



第1節 望ましい環境像と環境テーマ体系



STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料

環境テーマ	望ましい環境像を達成するための施策の方向性と配慮指針	
	施策の方向性	環境配慮指針
自然環境 緑と水辺の豊かな環境	A 自然の保全 (1) 環境や発展との調和 (2) 土地や自然の保全 (3) 生態系の保全	10 ページ 10 ページ 11 ページ 13 ページ
	B 風景の保全 (1) 自然景観や風景の保全 (2) 史跡・文化財の保全 (3) 豊明の風土、歴史、文化の保全	14 ページ 14 ページ 14 ページ 15 ページ
	C 自然とのふれあいの確保 (1) 自然とのふれあいの確保	16 ページ 17 ページ
	D ため池等の水辺の保全・活用 (1) ため池の保全活用 (2) 自然豊かな水辺の確保整備 (3) 河川・ため池整備と環境保全との調和	18 ページ 19 ページ 19 ページ 21 ページ
	E 水質の浄化 (1) 良好な水質の保全 (2) 水質に寄与する水循環の確保 (3) 下水道等の整備	22 ページ 22 ページ 22 ページ 23 ページ
事業環境 環境と調和する循環型産業活動	F 産業活動の支援 (1) 事業活動の支援	24 ページ 25 ページ
	G 農地の保全・農業の支援 (1) 農地の保全・農業の支援	26 ページ 27 ページ
都市環境 快適で安全な環境	H 水とまちづくり (1) 安全な水の確保 (2) 都市基盤における水循環の確保 (3) 下水道等の整備	28 ページ 28 ページ 28 ページ 29 ページ
	I 災害に強い都市づくり (1) 水害(洪水)に強い都市づくり (2) 地震に強い都市づくり (3) 火災に強い都市づくり	30 ページ 30 ページ 30 ページ 31 ページ
	J 潤いと安らぎのあるまちづくり (1) 歩いて走って楽しめるまち (2) 潤いと安らぎのあるまち (3) みんなでつくるきれいなまち	32 ページ 32 ページ 33 ページ 35 ページ
	K より良い道路環境づくり (1) 道路問題の解消 (2) 道路環境問題への対応 (3) 第2東名沿道の環境保全	36 ページ 37 ページ 37 ページ 39 ページ
	L 環境汚染のないまちづくり (1) 大気汚染の防止 (2) 水質汚濁の防止 (3) 複合的な公害対策	40 ページ 40 ページ 40 ページ 43 ページ
生活環境 循環型ライフスタイル	M 快適で安全な都市づくり (1) 快適で安全な都市基盤整備 (2) 快適な都市づくり (3) 安全な都市づくり	44 ページ 45 ページ 45 ページ 47 ページ
地球環境 次世代に残し伝える地球	N ごみから超ごみへの転換 (1) ごみ出しのルールとマナー (2) ごみ減量と資源リサイクルの推進 (3) 環境に配慮したごみ処理	48 ページ 49 ページ 50 ページ 51 ページ
	O 食の安全 (1) 食の安全	52 ページ 53 ページ
	P 地球規模で考えるこのまちの取り組み (1) 環境に配慮したライフスタイルの構築 (2) 地球に配慮した社会活動の推進 (3) 地球環境問題への行政の取組	54 ページ 54 ページ 55 ページ 57 ページ
社会環境 市民が参加してつくる明るい社会	Q 環境教育 (1) 環境教育の充実・市民への啓発 (2) 市民意識の高揚と地域コミュニティの構築	58 ページ 58 ページ 59 ページ
	R 市民参加・市民行動 (1) 市民参加による環境保全・整備の推進 (2) ネットワークの体制づくり (3) 環境情報の提供・公開	60 ページ 61 ページ 61 ページ 63 ページ
	S 環境施設の推進(市民・事業者・行政のパートナーシップ) (1) 環境保全活動等の推進 (2) 他の自治体等との連携	64 ページ 65 ページ 67 ページ

STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料



第2節 望ましい環境像を達成するための施策の方向性

自然環境 緑と水辺の豊かな環境をめざして

A 自然の保全

しぜんのほぜん

A

市内の自然や生き物は、造成や開発等で減少傾向ではありますが、里山、ため池、コンクリートに覆われていない自然な川、田畑等や動植物をできるだけ残していきたいと考えます。このためには、市民や事業者の努力や協力が必要です。

環境目標

- 短期目標** 市域の40%以上に自然や緑地（緑地・公園・農地・水辺）を残します。（注1）
- 長期目標** 市の全ての事業・活動は、環境保全と調和して行います。
- ホタル、メダカ等の身近な生き物（注2）の生息を維持していきます。
- （注1）平成17年の土地利用の見込みは、農地525ha、森林110ha、水辺182ha、都市公園等100haで、合計917ha、市域面積の40%。（豊明市第3次総合計画による）
- （注2）保全目標とする生き物の種類は、調査等を行い指標生物を選定し決めていきます。

施策の方向性

1 環境と発展との調和

a 環境保全と発展との調和

環境の保全にあたり、生活の利便性や生活基盤の整備とのバランスを考えていきます。

2 土地や自然の保全

a 市内における自然の特色の把握

豊明の自然や生物分布等について調査把握するとともに、自然観察、環境教育や市民参加の環境調査等により市民の自然に対する関心を高めていきます。〔C(1)と共通施策〕

b 残したい自然の保全

自然環境保全の一方策として、緑地指定された二村山を始めとする里山、湿地、社寺林など、残したい自然を保全していきます。

c 自然環境保全の見地からの市域のゾーニング（地域区分）

より面的に自然環境を保全していくため、自然環境保全の見地からの市域のゾーニング（地域区分）を検討していきます。

d 地形改変の抑制

市内の自然を保全していくにあたり、農業等の人間活動や動植物の生息生育基盤である土地を保全していくことが重要で、丘陵地等の地形改変の抑制を行っていきます。

e ランドマーク地形の保存

豊明の景観を特徴づける二村山やため池といったランドマーク地形の保存が重要です。また、丘陵の緑など、普段、何げなく見ている景色が無くなると、無意識のうちに何か違和感を覚えることが多々あります。こういった、普段見慣れたランドマーク地形の保全にも配慮していきます。

f 開発行為・土木工事の際の環境配慮

土地や自然の保全を図っていくため、行政が行う開発行為・土木工事等の際は環境への配慮を取り入れ、民間事業においても環境への配慮が取り入れられるようにしていきます。

と配慮指針

g 土壌の保全

表土・土壌は、植物の生育や農業にとって重要であり、土壌の保全が必要です。とくに、自然緑地等の表土は自然生態系にとって重要です。そのため、土壌分布等の現状把握を行い、保全の方向性を検討していくとともに、開発等で表土が改変される場合は質の良い表土を保全・活用する等の配慮を行っていきます。

h 湧き水の保全

湿地等を涵養する湧き水について、その現状や保全・活用方法を調べて、湧水の保全を図っていきます。

i 湿地の保全

大狭間湿地に代表される湿地は小面積ではあるが、豊明の自然を特徴づける貴重な自然です。現存する湿地は現状保護を図っていきます。

j 自然の復元

生物が棲める、子供が遊べる自然を復元していきます。また、市街地内にも自然を呼び戻す工夫をする等、市全域に緑を増やしていきます。

k 自然への環境影響の低減

環境汚染や夜間照明による植物への生育影響等にも配慮を行っていきます。

〔L(3)と共通施策〕

l 自然や林地の維持管理

二村山など豊明の自然は、今まで人の手で自然が維持されてきました。自然を保全していくため山林の手入れや下草刈を行うなど、里山等の自然の適度な管理を進めていきます。

m 市民参加による保全活動

自然環境を保全・維持していくため、行政と市民とが協働していきます。市民、グループやサークル、ボランティアの参加を進めていきます。

3 生態系の保全

a 野生動植物の把握

野生生物の生息生育を保全していくため、市内に生息する動物や生育する植物の把握に努めます。

b 保護配慮対象種の保護

生物の保護の方策として、レッドデータ豊明市版（絶滅のおそれのある動植物リスト）をつくる等により保護配慮対象種を明らかにし、貴重な生き物の保護を進めていきます。また、希少植物等を乱獲から保護するため、情報の管理方法等を考えていきます。

c 指標生物への配慮・規制等

自然そのものを保全していくためには、生態系の保全が重要であり、希少生物のみの保護だけでなく、身近な生き物の保全にも目を向ける必要があります。そのため、市内の身近な生物や希少生物から指標生物を選定し、指標生物への配慮・規制等の方策を検討していきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

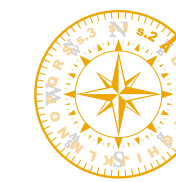
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



A自然の保全

しぜんのほぜん

A

- d身近な自然の再生、ホテルが棲める環境の整備

現在残されている自然の保全だけでなく、生き物が生息できる環境の復活が、人間にとってもやさしい、住みやすい環境づくりにつながります。そのため、メダカ等が見られる身近な自然の再生、ホテルが棲める環境の整備を進めていきます。
- eビオトープの整備、シンボルツリーの保全

公園等において、トンボ池等のビオトープの整備、木陰のある大木といったシンボルツリーの保全を積極的に取り入れていきます。
- f緑地・水辺のネットワーク化

生き物の移動や生息等に配慮して、市内の緑地・水辺のネットワーク化を検討していきます。
- g環境に配慮した道路

道路沿道の緑化や生き物の生息環境に配慮する等、環境に配慮した道路の考え方を取り入れていきます。〔K(2)と共通施策〕
- h外来生物等の駆除、植栽・移入の抑制

ブラックバス等、従来の生態系を乱す外来生物等を駆除していくとともに、帰化植物・外来植物による郷土植物の生育阻害への影響を減らしていきます。そのため、外来生物の植栽・移入の抑制を図っていきます。

市民アンケートより

●ほっとする風景／大切にしたい風景（市民／農業者／教員）

a) 市民アンケート	
風景	場所
緑・里山・自然の風景など	二村山・榎山など
池、その周りの公園	三崎公園・大蔵池公園など
田園風景	沓掛周辺
街路樹のある風景	けやき通り
寺社	新明社はじめ市内の寺社
桜のあるところ	三崎公園
展望の良いところ	二村山展望台
川や湿地	境川、市内の湿地など

b) 農業者アンケート	
風景	場所
田園風景、里山	沓掛周辺、正戸川下流など
池、水辺	三崎池、大畑池、勅使池など
二村山	二村山
神社	鎮守の森、大脇のお宮
街路樹や花のある風景	道路際の畑、三崎公園など

c) 教員アンケート	
風景	場所
田園風景	沓掛など
池や川	三崎公園など
里山、雑木林、緑	二村山、間米など
花のある風景	
公園の風景	ゆたか台公園など

環境配慮指針

環境保全と利便性や経済活動とのバランスを考えながら、市民が憩う自然を残し、緑の多いまちをめざします。また、人間も生態系の一部であることを認識し、みんなで自然を守っていきます。



市民の役割

- 環境の保全と利便性とのバランスについて考えていきます。
- 積極的に、自分の目で自然や身近な環境を観察したり調べたりして、自然に対する理解や関心を高めていきます。
- 自然や生き物をみんなで大切にしていきます。
- 里山の手入れ等、自然の維持や管理をみんなで行っていきます。
- 土地所有者は、できるだけ自然の保全に協力していきます。



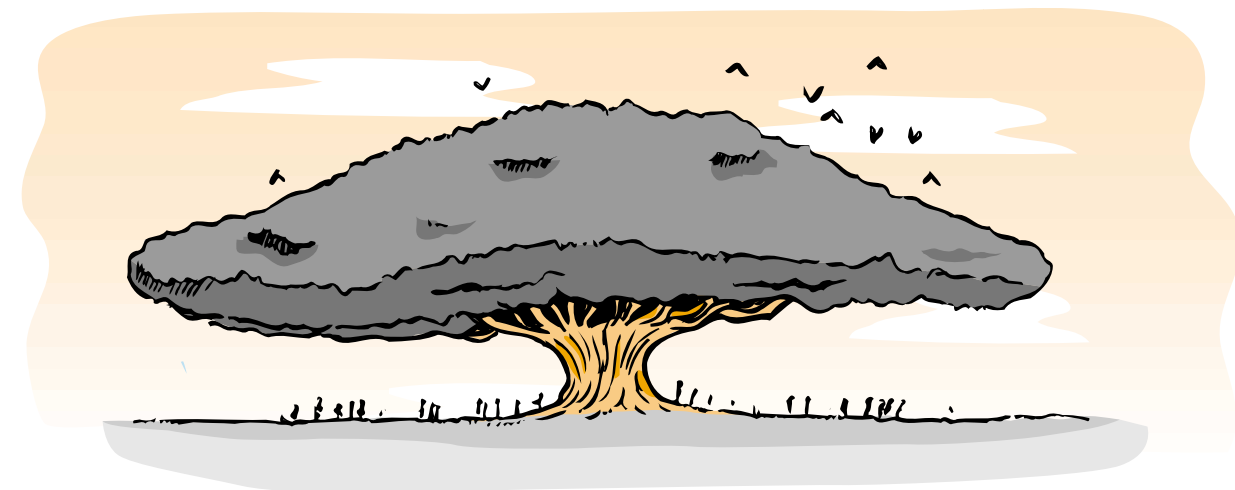
事業者の役割

- 開発行為や土木工事を行う際は、環境への配慮を行います。



行政の役割

- 全ての事業・活動に対して、環境保全との調和を考えていきます。
- 市民が自然観察、環境調査等を行う機会を増やし、市民の自然に対する関心を高めます。
- 自然の現状や生物の分布等を把握したり、施策を進めるため、必要な調査を行います。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



B

風景の保全

ふうけいのほぜん

B

残していきたい景観や史跡等に、里山の緑、田園の風景、二村山、境川、桶狭間古戦場、戦人塚、沓掛城址等があげられます。

環境目標

- 長期目標
- 次世代に伝えていきたい風景等^(注1)を維持していきます。
- (注1) 保全目標とする対象は、調査等により、大切にしたい景色、自然景観、史跡・文化財等、伝統文化などを選定し決めていきます。

施策の方向性

1 自然景観や風景の保全

- a 自然景観や身近な景色の保全
- 緑、水辺、史跡、農地等は、市民にとって大切にしたい風景です。このような自然景観や身近な景色の保全を図っていきます。
- b 音環境の保全やかおり環境の創出
- 環境は視覚だけでなく感じるものではなく、例えば、小川のせせらぎ、木々のざわめき、といった自然の音、風が運ぶ季節のかおりや花や緑の心安らぐ香りなど、五感を取り入れた音環境やかおり環境の保全や創出を進めていきます。
- c 田園風景の保全

田園風景を残していく地域を決め、遊休農地を少なくしていく等、良好な田園風景を保全していきます。〔G(1)と共通施策〕
〔関連施策:都市景観の保全→J(3)参照〕

2 史跡・文化財の保全

- a 史跡・文化財・天然記念物・希少生物の保護
- 史跡、文化財、天然記念物、希少生物は、市内の貴重な歴史的遺産であり、全市民の財産であります。これらの保護を行っていきます。
- b 埋蔵文化財、名木等の保全
- 埋蔵文化財、名木等の指定文化財以外についても、保全を図っていきます。
- c 史跡・文化財・天然記念物の追跡調査
- 追跡調査によって、史跡等の保護状態、環境変化等の把握がされています。今後も調査を継続していき、これらの保護に努めます。

3 豊明の風土、歴史、文化の保全

- a 気候風土の記録
- 豊明の風土を大切にいくには、季節の移り変わり等を感じながら暮らしていくことが重要と考え、豊明の気候・気象の特色や四季の変化を記録していくことに努めます。
- b 豊明の風土、歴史、文化の継承
- 風景や史跡等の保全、郷土文化や伝統の保存等を通して、次世代へ、豊明の風土、歴史、文化の継承を図っていきます。

環境配慮指針

市民の共有財産である風景や史跡・文化財をみんなで大切にして、豊明の風土や歴史、文化を次世代に伝えていきます。



市民の役割

- 史跡・文化財・天然記念物等をみんなで大切にしていきます。
- 自然景観や風景をみんなで大切にしていきます。



事業者の役割

- 風景や自然景観等が維持されるよう、諸活動の際に配慮していきます。



行政の役割

- 次世代に伝えていきたい風景等に関する情報を適切に管理していきます。

市民アンケートより

● いいなと感じる風景（小学生／中学校）

a) 小学3年生／5年生

風景	場所
緑や木の多い風景	神社の森・間米・沓掛山・二村山など
池、周りの公園	三崎公園・大蔵池公園など
田園の広がる風景	大久伝・沓掛周辺など
桜のあるところ	三崎公園・唐竹公園・学校など
街並みや夜景	二村山展望台、家や学校の窓から
夕日・夕焼け・星	家の窓・道・学校などから
花の多いところ	学校の花壇・丸の内公園・三崎公園など

b) 中学2年生

風景	場所
森・山など緑のある風景	沓掛周辺・二村山
池や芝生のある公園	大蔵池公園・内山の公園等
川・池	ホタルのいる川・大宮小裏
田園風景	沓掛周辺
空	
展望	二村山展望台
花の多いところ	学校

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

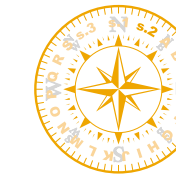
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



C 自然とのふれあいの確保

しぜんとふれあいのかくほ

C

自然を保全していくため、自然の大切さを体感していくが必要です。また、子供の健康や環境を大切にする心を育てていくため、子供が遊べる自然が必要です。

環境目標

長期目標 全ての地域に自然とふれあえる場を確保します。

施策の方向性

1 自然とのふれあいの確保

a 市内における自然の特色の把握

自然観察、環境教育や市民参加の環境調査等により、市民が自然環境に対する関心を高める機会を増やしていきます。また、このような機会を通して、自然に対するマナーやモラルを広めていきます。このため、豊明の自然に関する情報等を広く紹介していくことも進めていきます。〔A(2)と共通施策〕

b 子供が生物や自然とふれあって遊べる環境の整備

子供が生物や自然とふれあって遊べる自然や水辺、市民の森、野外レクリエーション資源・施設等を確保、環境整備していきます。

c 環境教育・市内自然散策の場の確保・整備

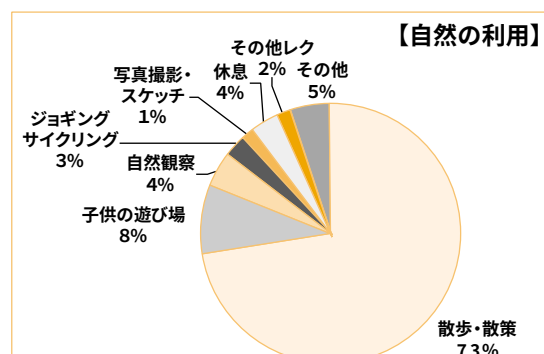
学校林、学校川、学校池等の環境教育・自然観察の場の確保・整備を検討していきます。また、市内で自然散策が楽しめるような機会・コースなどを設ける等、子供だけでなく、高齢者、障害者など全ての市民が自然とふれあえる機会を確保・整備していきます。

d 市民が農業とふれあう機会の確保

市民菜園も、自然とふれあう場として拡充を図っていきます。〔g(1)と共通施策〕

市民アンケートより

●あなたは豊明市の野山や水辺をどのように利用していますか？



「散歩・散策」が最も多く、次いで「子供の遊び場」「自然観察」「休息」と続きます。

豊明市の野山や水辺では、活動的な野外活動よりも、のんびりとした散策などの休息的利用が主となっていると考えられます。

環境配慮指針

生物や自然とふれあって遊べる自然環境を確保していきます。



市民の役割

■自然の大切さや自然に対するマナーやモラルをみんなで体験していきます。



事業者の役割

■土地所有者等は、できるだけ市民の自然とふれあう機会が増えるよう協力していきます。



行政の役割

■自然に関する情報等を広く紹介していきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



D ため池等の水辺の保全・活用

ためいけとうのみずべのほぜん・かつよう

D

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

市内はため池が多いのが特色で、豊明の自然を維持していくためにも、できるだけ多くのため池を残していくことが重要だと考えます。とくに、勅使池、濁池、若王子池等は、豊明の自然のシンボルとして大切にしていきたいと思ひます。また、市内を流れる中小河川や境川も市民にとってかけがいのない水辺です。

環境目標

- 短期目標** 市内のため池をできるだけ保全します。保全するため池は、調査等を行いその結果などをもとに決めていきます。
- 長期目標** それぞれのため池は、その個性や地域特性に応じた保全活用を図っていきます。
- 市内の水辺における自然な水際の残存距離を現況より延長します。

施策の方向性

1 ため池の保全活用

a 利用実態・管理状況・規制、所有状況等の把握

市内の貴重な自然であるため池を保全・活用していくため、ため池の利用実態、管理状況、規制等や所有状況および環境の状況等を把握します。また、自然観察や市民参加の環境調査等により市民の水辺に対する関心を高めていきます

b 生物拠点としての保全整備

ため池は、農業生産や市民の憩いの場として重要であるとともに、生き物の生息場所としても重要であります。野鳥等の野生生物が生息・利用できるような生物拠点としてため池の保全整備を図っていきます。

c ため池保全活用計画の策定

どのため池を、どのように保全・活用・整備をしていくのか、保全活用計画を策定していきます。なお、農業利用のほか、災害防止、生態系保護、水質浄化、自然観察・環境学習、散策・レクリエーション等への活用を考えていきます。

d 市民参加によるため池の保全活用

ため池をどのように保全・活用・整備していくのか、市民参加のワークショップ等を開き検討していきます。その際、個々のため池の規模・環境や利用目的に応じた活用を考えていくとともに、市民の利用面からだけの検討に終わらぬよう、市民・行政・水利権者等が話し合うことを進めていきます。なお、検討していく池の優先順位等も市民参加で検討していきます。〔R(1)と共通施策〕

2 自然豊かな水辺の確保整備

a 子供が遊べる自然な水辺の確保整備

ため池や河川の整備にあたっては、子供達が遊べる親しみやすい水辺の整備や生物が生息できる自然な水辺の保全を進めていきます。また、水生植物や岸辺の林は、生態系保護や水質浄化にとって大切であり、保全等に努めていくとともに、水辺の適切な維持管理も行っていきます。〔関連施策：子供が生物や自然とふれあうて遊べる環境の整備→C(1)参照〕

b 利用実態等の把握

市内河川・水路の保全・整備にあたり、利用実態等の把握をしていきます。

c 市内河川・水路の保全整備

水質の改善、自然豊かな水辺の確保等により、市内河川・水路の保全・整備を進めていきます。〔関連施策：水質の浄化→E(1)参照〕

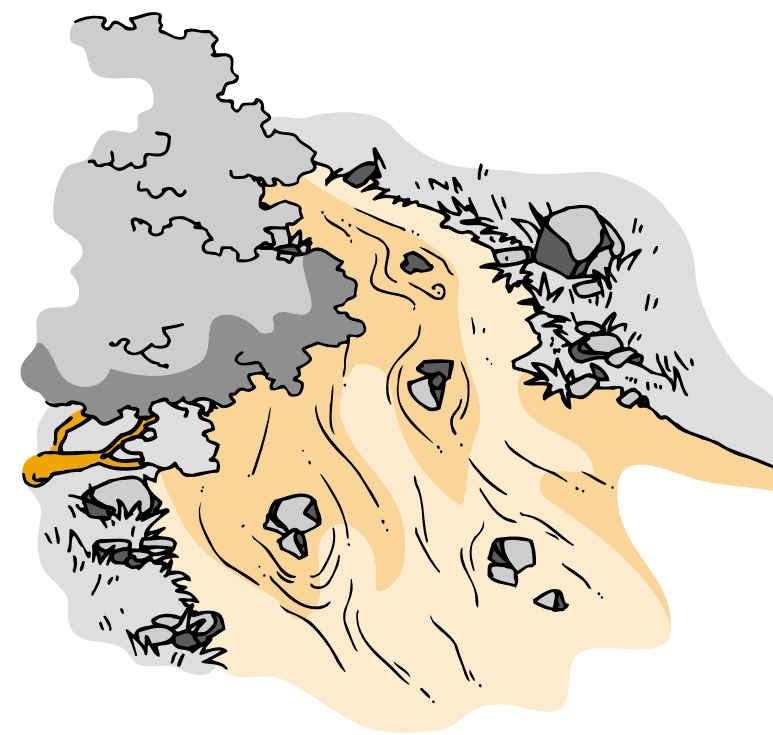
d 生態系保全やレクリエーションベルトとしての整備活用

境川は、生態系を保全するとともに、市民が親しめるレクリエーション地帯として整備・活用を図っていきます。

3 河川・ため池整備と環境保全との調和

a 河川等の整備と自然保全との調和

河川やため池の整備は、洪水等の災害防止のため必要です。とくに、今まで行われてきた河川改修(治水事業等)は、低地市街地の洪水防止の機能を担ってきました。その一方で、自然豊かな水辺や子供が遊べる水辺が失われてきたのも事実であります。今後は、洪水防止策のより一層の改善と自然豊かな水辺の保全との調和を図っていきます。〔I(1)と共通施策〕



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

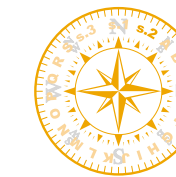
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



D ため池等の水辺の保全・活用

ためいけどうのみずべのほぜん・かつよう

D

自然観察会



平成12年5月14日 自然観察会

自然観察会を終えての参加者の感想

- 水質や透明度で池の良い悪いを判断するのもいいが、池をめぐる自然環境や景観もあわせて評価することの大切さを痛感した。
- 現在、いわゆる農業用の「ため池」として活用されている池は少ないので、昔の機能復活ということも考えてもいいのではないだろうか。
- 松本池までの森の中は、木漏れ日がすごく魅力的であった。たけのこも多く生えており、子供たちにたけのこ狩りをさせてあげるとどんなに楽しいだろうと思う。
- 護岸整備されている池があり、非常に惜しい思いだ。池の水はきれいなのに、途中から混入する生活排水によって河川水が濁っている。これも何とかならないものか。
- 若王子池はCOD値もさることながら、透明度がすばらしい、こんなきれいな水をたたえているとは思わなかった。
- 道池の景観が印象に残った。池を取り巻く竹林、鳥のさえずりなどが聞こえてリラクゼーションを感じる。
- 栈敷池ではたくさんの水鳥や魚を見た。池周辺の景観は他の池に譲るが、鳥や魚たちにとってはベスト1の池なのではないか。
- ウォークラリーを歩け歩け運動では絶対に企画されないコースで、日頃見たり行ったりすることのないため池を自分の足で回れてよかった。
- 道中各地で森林地帯を見たが、工夫をすればオオタカ等の鳥類が住める可能性を残しているのではないか。

環境配慮指針

ため池をいかして、緑と水の美しいまちを目指します。また、子供が遊べる自然な水辺や自然豊かな境川を次世代に残していきます。



市民の役割

- 地域のため池や川をみんなで大切に維持していきます。



事業者の役割

- ため池や河川の所有者・管理者等は、できるだけ自然豊かな水辺を残していくことに協力していきます。



行政の役割

- 地域の水辺の維持保全にあたり、地域の支援や調整を行っていきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

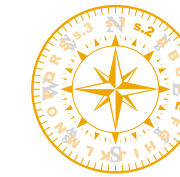
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



E

水質の浄化

すいしつのじょうか

E

昭和30年～40年頃までは川や池で泳いだり、水遊びをしました。また、魚やシジミをとって食べたりもしました。しかし、その後、都市の拡大や生活排水の流入等で、川や池の水質は悪化してしまいました。市民みんなの川や池を再びきれいにするためには、下水道の整備や単独浄化槽に代わる合併浄化槽の設置を進めていくとともに、市民一人一人の水を汚さない取り組みも必要です。

環境目標

- 長期目標** 市内のため池の水質は、COD値8mg/L^(注1)以下をめざします。
- 市内河川の水質は、BOD値5mg/L^(注2)以下をめざします。
- (注1) 生活上不快を感じない程度の環境基準値(湖沼C類型)
- (注2) コイ・フナが生息するに適する環境基準値(C類型)また、市内河川の水質目標値については生活排水対策推進計画による。

施策の方向性

1 良好な水質の保全

a 水質浄化

汚泥の浚渫等によりため池や河川等の水質改善、水質浄化を進めていきます。

b 水質に配慮した市民生活の実践

生活排水対策として、味噌汁や油などを直接流さない等の水質に配慮した市民生活が実現するよう推進していきます。

c 事業所公害の防止

工場や事業活動に伴う排水は適切に監視・指導していきます。〔L(3)と共通施策〕

d 水質の測定・監視

定期的な水質測定等による水質の監視を行っていきます。〔L(2)と共通施策〕

2 水質に寄与する水循環の確保

a 健全な水循環の確保

ため池や河川の水質を良好な状況に改善・維持していくためには水量の確保が必要であり、地下水涵養等の健全な水循環を確保していきます。〔関連施策:→H(2)参照〕

3 下水道等の整備

a 下水道・集落排水・合併浄化槽等の整備推進

河川等の水質改善のため、下水道・集落排水・合併処理浄化槽等の整備を行っていきます。とくに、未整備地域への公共下水道の整備推進(平成15年度完了予定)、合併処理浄化槽の設置(単独浄化槽は設置不可)や適切な維持管理、小規模集合排水処理施設の導入等を進めていきます。〔H(3) と共通施策〕

環境配慮指針

市民みんなの川や池をきれいにしていきます。



市民の役割

- 味噌汁や油などを直接流さない等、水を汚さない生活を心がけます。



事業者の役割

- 工場や事業活動に伴う排水は適切な処理を行います。
- 農業事業者は農業・肥料等の適正な使用により、水質浄化について配慮していきます。



行政の役割

- 市民や事業者に対し、適正な情報提供や指導をすることで水質保全の取り組みを支援します。

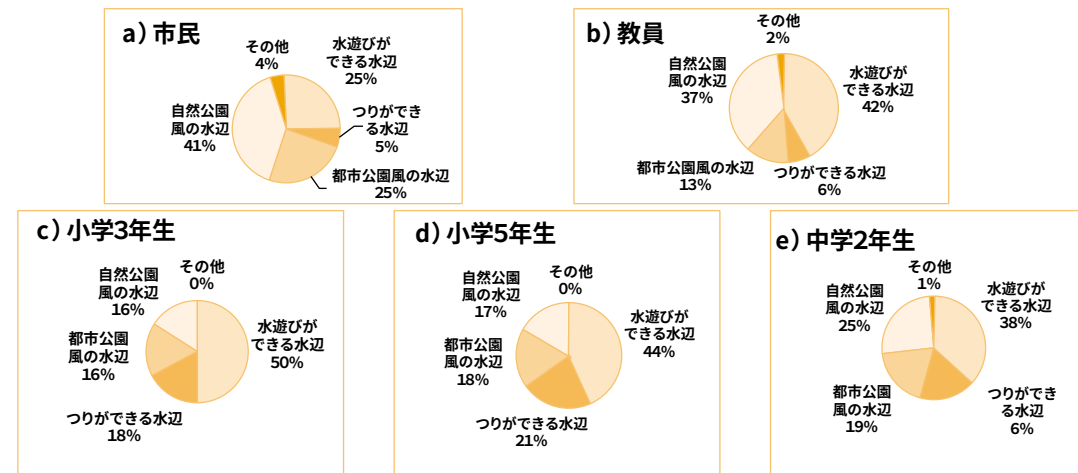
市民アンケートより

●水辺の親しみやすさ

「望ましい」また、「近くにあったらいいなと思う」水辺について質問しました。

市民では、河畔林や湖畔林のある「自然公園風の水辺」が最も多く選ばれ、広い芝生のある「都市公園風の水辺」と、安全に水に近づくことができ「水遊びができる水辺」が次いで多くなっています。教員では、「水遊びができる水辺」が「自然公園風の水辺」をやや上回っています。小・中学生では、「水遊びができる水辺」が最も多く、「釣りができる水辺」の割合も高くなっています。学年別では、年齢が上がるに従って「水遊びができる水辺」の割合が低下し、「自然公園風の水辺」の割合が高くなっていることが特徴としてあげられます。

望ましい水辺のイメージ(市民／小学生／中学生)



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



事業環境 環境と調和する循環型産業活動をめざして

F 産業活動の支援

さんぎょうかつどうのしえん

F

今日人々の暮らしを産業活動が支え、豊かさを保ってきました。近年、その豊かさがもたらした負の遺産として、環境問題をとらえることがあります。つまり、産業活動と環境問題は対峙するとの視点です。

しかし、これからも人々の暮らしを支えていくのは産業活動であり、事業者もその責任において環境への配慮や積極的な取り組みを開始しています。

環境というキーワードにおいて、人々の暮らしと、産業活動、そして自然とが調和をめざしていくことがこれからの視点であると考えます。

環境目標

短期目標 環境ISO認証事業所数10をめざします。

施策の方向性

1 事業活動の支援

a 小規模事業所の環境対策推進

廃棄物の適正処理や、汚染対策等の各種環境対策の導入に関して、一定のネットワーク化により、より効率的な取り組みが実施されるよう、情報提供や支援をしていきます。

b 事業所内の環境マネジメントシステム導入

事業所の責任における環境マネジメントシステム(環境ISO認証等)導入は積極的に支援していくことで、地域環境への事業活動の調和を図り、又事業者等(豊明で働く人々)の環境教育にもかかわっていきます。この導入は、事業者の環境への目的意識の向上と従業員の環境保全、環境管理への取り組み向上に役立つことになります。

c ゼロエミッション型の事業活動推進

ゼロエミッション型の事業形態の構築や設備におけるエコテクノロジーの導入に関して積極的な情報提供、支援措置を講じていきます。

d 地域環境に融合した事業活動

地域内における建物緑化等の環境配慮を推進し、事業所が地域環境へアメニティの面からの貢献をしていくことや、敷地内を有効活用することで、生息空間の確保など自然生態系への配慮にも貢献していくことを図っていきます。

e 環境配慮協定制度の創設

市内の中小企業に対し環境に配慮した事業活動をしてもらうため、環境配慮型事業所の基準等を定めた豊明の環境配慮協定制度を創設していきます。〔関連施策:→M(1)〕

環境配慮指針

産業活動を通じて環境貢献を果たしていくことをめざします。



市民の役割

■事業者と情報交流をし、事業所の環境対策・取り組みに協力します。



事業者の役割

■環境と調和し、環境に配慮した事業活動に努めていきます。



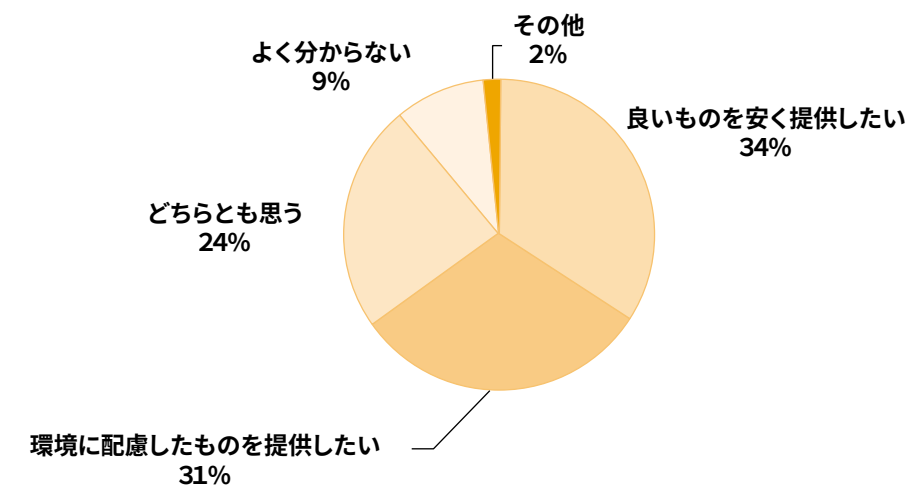
行政の役割

■環境調和・配慮型産業の支援を行っていきます。

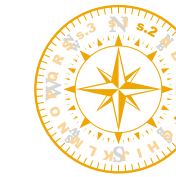
市民アンケートより

●産業のありかたについて

(Q. これからの産業の方向性は?)



これからの産業には、環境に対する配慮が欠かせないといわれている現在、31%の事業所が「環境に配慮したものを提供したい」と考えており、「どちらとも思う」を合わせると、全体の半数を超える。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

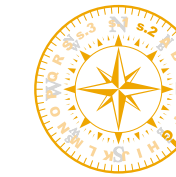
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



G 農地の保全・農業の支援

のうちのほぜん・のうぎょうのしえん

G

農地は貴重で身近な自然であり、洪水防止の防災面からも大切な役割を果たしています。また、地域の農業を支援していくことは地域の食生活を守ることでもあり、市民生活にとって重要であると考えます。

環境目標

短期目標 525haの農地の確保をめざします。(注1)

長期目標 農地を確保するとともに、増加傾向へ転じるような田を復旧させる工夫を行っています。(注2)

(注1) 平成7年の農地面積619ha(市域面積の27%)。平成17年の土地利用の見込みは、農地525ha(豊明市第3次総合計画による)

(注2) 耕作放棄地の復元等

施策の方向性

1 農地の保全・農業の支援

a 農地の保全・農業の支援

貴重な自然である農地を保全していくため、農業の支援を行います。

b 農業の後継者づくり

農業や農地、そして自然を保全していくため、農業後継者の育成、農業経営の安定化を図っていきます。

c 田園風景の保全

田園風景を残していく地域を決め、できるだけ遊休農地を少なくしていく等、良好な田園風景を保全していきます。〔B(1)と共通施策〕

d 遊休農地の活用

遊休農地は市民菜園等に利用する等、その活用方法を検討していきます。

e 市民が農業とふれあう機会の確保

市民と農業・農家との交流を進め、市民の農業に対する理解を高めていきます。このため、市民菜園等の拡充を図るとともに、学校等での子供達の農業体験など、市民が農業とふれあう機会を増やします。〔C(1)と共通施策〕

f 行政・農業者・市民参加による農地の保全

遊休農地の活用等について、行政、農家、市民等が協働して検討していきます。

環境配慮指針

市民みんなで農地や農業を大切にして、豊明の自然や市民生活を守っていきます。



市民の役割

■地元でとれた農作物の購入、農業体験等を通して、豊明の農業に対する理解を高めていきます。



事業者の役割

■農業者は、農業を通じて豊明の自然や市民生活を守ります。



行政の役割

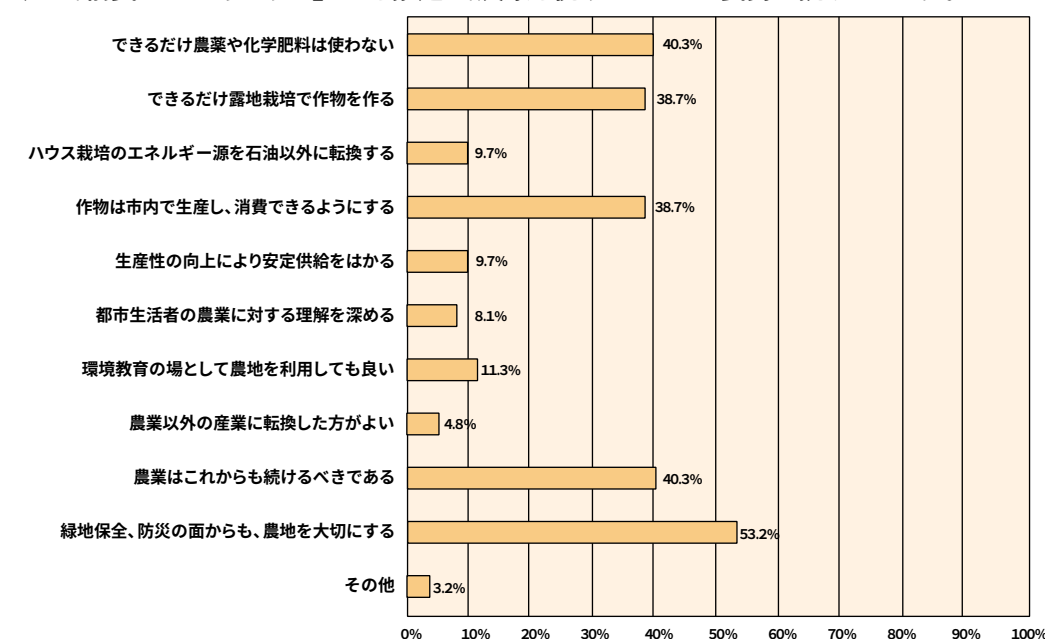
■市民と農業者・農業との交流を支援していきます。

農業者アンケートより

●環境にやさしい農業について

(Q. 豊明市で「環境にやさしい農業」をどのように進めていけばよいと思いますか?)

半数以上の人々が、「緑地保全、防災の面からも、農業を大切にすること」をあげています。その他、環境にやさしい農業のために「できるだけ化学肥料や農薬を使わない」「露地栽培でつくる」「市内で生産し、消費できるようにする」ことを推進し、農業を続けていきたい姿勢が読みとれます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



都市環境 快適で安全な環境をめざして

H 水とまちづくり

みずとまちづくり

H

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

市民の安全な水へのニーズはますます高まっており、安全な水の供給、水源地や地下水等の水資源の保全、節水等の水資源の有効利用、上下水道等の整備など、水を介したまちづくりを再度考えてみる必要があります。

環境目標

長期目標 緑地等の雨水浸透面積の確保をめざします。

施策の方向性

1 安全な水の確保

a 安全な水道水の安定供給

市民生活に必要な、安全な水道水を安定供給するため、臭いが無い等の良好な水道水質や水量の確保、漏水対策を愛知中部水道企業団と連携して進めていきます。

b 水道水源地の環境保全

安全で、安定した水供給のため、愛知中部水道企業団ならびに関係自治体と連携しながら長野県や岐阜県の水源地の環境保全を行っていきます。

c 自前の水源確保、井戸水（地下水）の保全・活用

遠方からの送水は、エネルギー消費の点で地球環境に負荷をかけています。また、漏水時や災害時のためにも、市内での自前の水源確保、井戸水（地下水）の保全・活用、遊水池や貯水施設（公園等の洪水調節施設）への貯水を検討していきます。

d 地下水のモニタリング

地下水を保全していくため、井戸水質の悪化を監視していくため、地下水位や水質のモニタリング（監視）を行っていきます。

e 節水、雨水利用

節水の啓発、雨水の利用等により、水資源の保全や有効利用を図っていきます。とくに、公共施設等での雨水の利用等による水資源の節約等を検討していきます。〔P(2)と共通施策〕

2 都市基盤における水循環の確保

a 地下水涵養・雨水浸透機能の向上

地下水の保全、河川水量の確保、都市気候の緩和、洪水防止等のため、地下水涵養^{かんよう}や雨水浸透の機能の確保・向上が必要です。このため、透水性舗装等の導入を検討していきます。〔関連施策：流域の保水・遊水機能の確保→E(2)、I(1)〕

3 下水道等の整備

a 下水道・集落排水・合併浄化槽等の整備推進

良好な都市環境の確保・保全のため、下水道・集落排水・合併浄化槽（単独浄化槽は設置不可）等の整備を推進していきます。〔E(3)と共通施策〕

環境配慮指針

水を大切にした生活と都市づくりをめざします。



市民の役割

■水は限りある資源であることを認識し、節水等、水を大切にした生活を心がけます。



事業者の役割

■節水、水の循環利用等、水資源の節約をしていきます。



行政の役割

■節水、雨水の利用等を公共施設で取り組んでいくとともに、市民や事業者の取組を支援していきます。

■雨水浸透設備の採用、緑地や農地の保全等により、市内の雨水浸透能力の向上や地下水保全を進めていきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

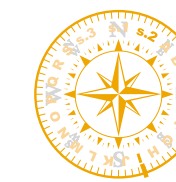
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



I 災害に強い都市づくり

さいがいに つよいとしづくり

都市化の進展や地球環境の変化と関連づけられる豪雨の増加等で、市内において排水不良や浸水被害が生じているので、水田やため池等の雨水の貯水能力等も活かした総合的な治水対策が必要です。また、市内には活断層の存在が知られており、地震災害にも万全を期していきます。

環境目標

長期目標 市民の生命、身体及び財産を災害から保護することをめざします。

施策の方向性

1 水害（洪水）に強い都市づくり

a 河川等の整備と自然保全との調和

河川改修やため池の整備などの治水事業等は、低地市街地の洪水防止の機能を担ってきました。今後とも、自然豊かな水辺の保全との調和を図りながら、洪水防止のより一層の拡充を図っていきます。〔D(3)と共通施策〕

b 流域の保水・遊水機能の確保

洪水防止等のため、土地の保水・遊水・雨水浸透の機能を確保していくことが重要です。このため、雨水浸透を図るための透水性舗装等の対応、農地・ため池・緑地の保全等による洪水調節能力や保水能力の確保、公園・学校等の公共施設敷地を利用した洪水調節施設の整備などを進めていきます。

2 地震に強い都市づくり

a 活断層への対応

地震発生と密接な関係にある活断層を知ることは、防災上重要なことであり、活断層への対応に努めます。しかし、平地部では、なかなか活断層の活動した証拠が見つからないことが多いため、防災対策等での対応に一層努めることも必要です。

b 防災対策の推進

災害に対して適切な対応ができるよう、市民から提供された「善意の井戸水」による飲料水の確保や地域防災計画にもとづき地域の防災活動の体制づくり等を進めていきます。また、災害時のボランティア活動との連携も図っていきます。

3 火災に強い都市づくり

a 火災への対応

地域防災計画や緑の基本計画と整合性をとりながら、街路樹等による緑地帯や道路の拡幅により、類焼を防ぐ都市づくりをしていきます。

環境配慮指針

農地や水辺等の豊明の自然を活用・保全しながら、水害や地震に強い都市づくりをめざします。



市民の役割

- 災害の恐さや防災の重要性を次世代に伝えていきます。
- 普段から災害に備えるとともに、災害時には連携して地域の復旧活動に取り組みます。



事業者の役割

- 災害時の被害を最小限とするよう普段から努めます。
- 災害時には各事業所の特色を生かした地域の復旧活動への支援に努めます。



行政の役割

- 地域の防災活動や災害ボランティアの支援を行っていきます。
- 地域防災計画に沿った施策を実行していきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

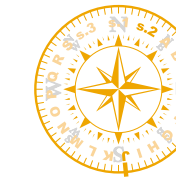
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



J 潤いと安らぎのあるまちづくり

うるおいとやすらぎのあるまちづくり

J

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

街路樹や公園、あるいは街中のちょっとした花や緑は、きっと皆さんに、ほっと安らぎを与えてくれます。このような生活環境の快適性や質の向上が心に与える効果を重要と考えて取り組みをしていきます。

環境目標

目 標

市民・ボランティア・事業者・行政の協力体制を確立し、潤いと安らぎのあるまちづくりをめざします。

施策の方向性

1 歩いて走って楽しめるまち

a 街路樹の整備と維持管理

植える樹木の選定と剪定は、場所や景観にあった樹種と管理方法を検討していきます。街路樹等の維持管理や落葉清掃等は、行政と市民の協力・連携を図っていきます。また、枯れた木の補植、剪定後の枝等のリサイクル(堆肥化)も進めていきます。

b 歩いて走って楽しめる空間の創出

散策路やサイクリング道等、老若男女がともに癒され、それぞれが楽しめる空間の創出を進めていきます。

2 潤いと安らぎのあるまち

a 公園の整備

公園は都市空間の中で市民の潤いと安らぎの場であり、個性と魅力のある公園の整備を進めていきます。

b 緑や生物が豊かな公園

ビオトープの整備やシンボルツリーの保全等を取り入れた、緑や生物が豊かな公園づくりを進めていきます。〔関連施策:→A(3)、R(1)〕

c 緑の確保、緑地の保全

人が住みやすい生活空間にとって、緑は欠かせない要素であり、緑の確保、緑地の保全や再生を図っていきます。

d 公共施設、事業所、建築物の緑化

緑豊かなまちを整備していくため、公共施設、事業所、建築物の緑化を推進していきます。

e 地域緑化の推進

市民や民間の参加・協力により、緑化の推進、地域花いっぱい運動の推進を進めていきます。

f 都市景観の保全

良好な都市空間としていくため、市街地等では、屋外広告物・看板や建築物等の外観の規制、電線の地中化等、都市景観の形成・整備を図っていきます。

3 みんなでつくるきれいなまち

a 地域美化の推進

潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めていくため、地域の清掃や雑草除去、花づくり等、地域美化の推進が重要です。このため、行政と地域住民の協力や役割分担、工夫が必要です。また、フラワーボランティア、クリーンボランティア等のボランティア活動も地域美化に欠かせない活動です。

なお、地域美化はごみポイ捨て問題等とも連動しており、これらの問題解消とも連携を図っていきます。〔N(1)と共通施策〕

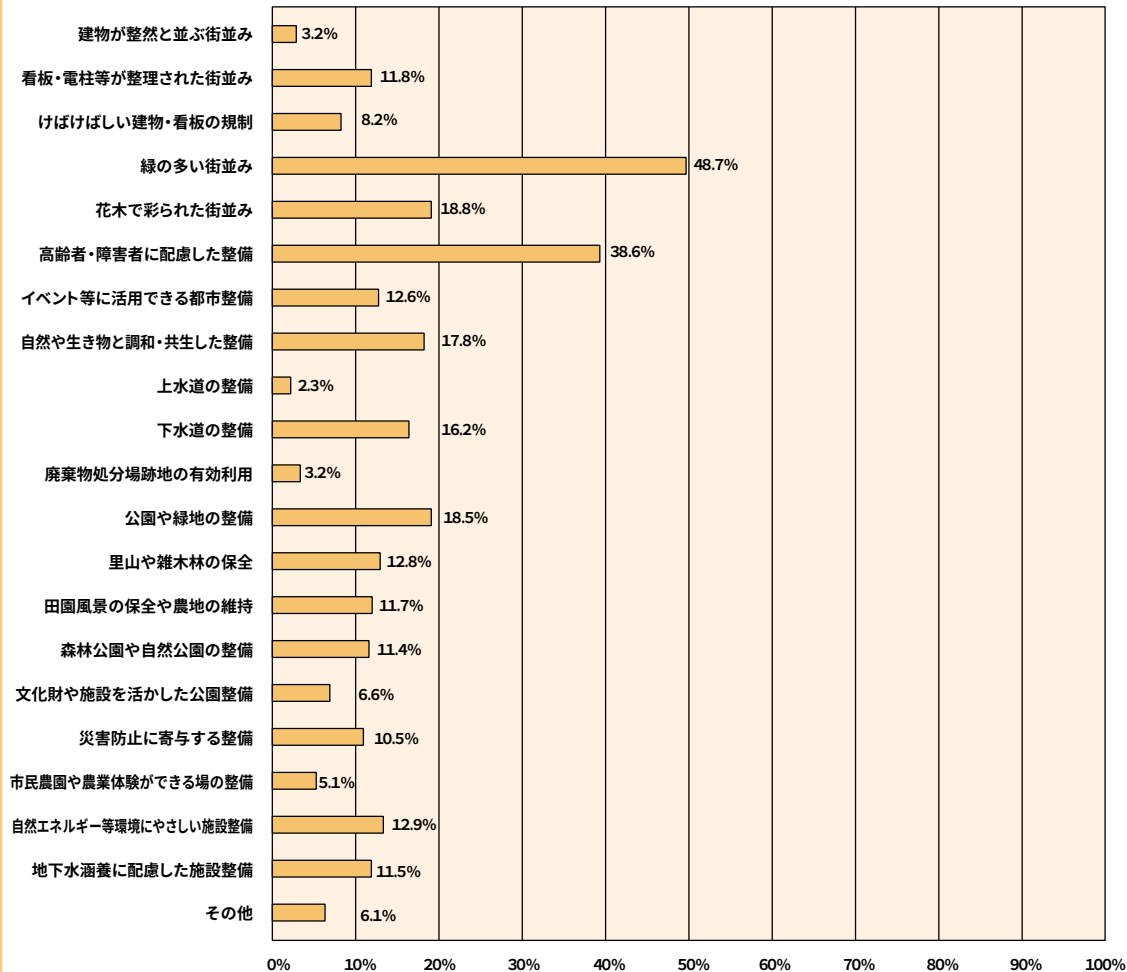
市民アンケートより

●これからの豊明市のまちづくり、環境整備について

(Q. 今後どのような環境整備や施設整備を望みますか?)

「緑の多い街並み」「高齢者・障害者に配慮した整備」が多く望まれています。

【市民】



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

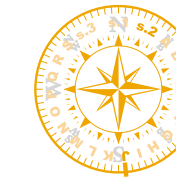
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



J 潤いと安らぎのあるまちづくり

うるおいとやすらぎのあるまちづくり

J

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

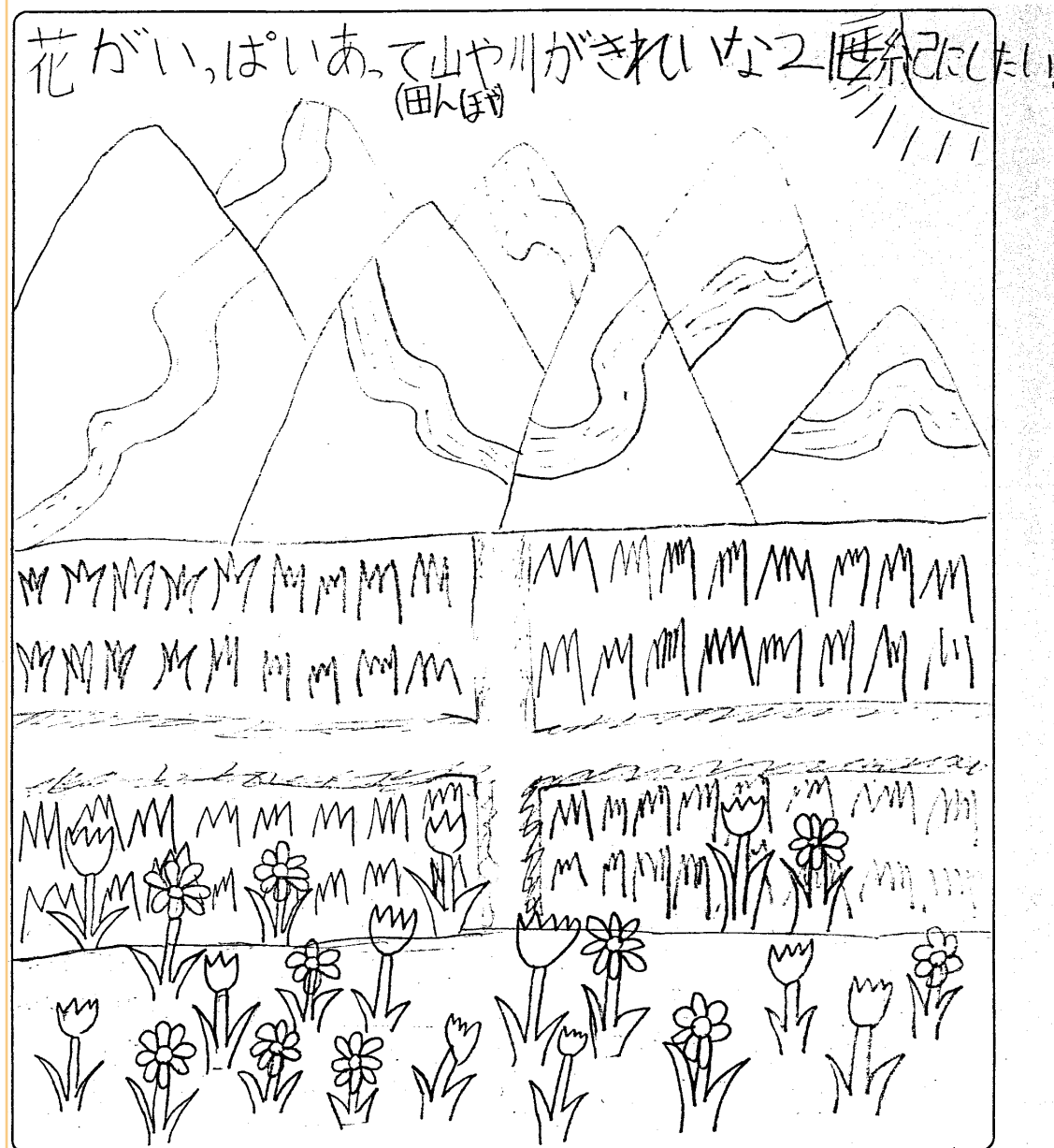
S

STEP 3

巻末資料

小学生アンケートより

もし、あなたが市長になったら21世紀の豊明の自然や環境をどのようにしたいですか。



環境配慮指針

市民と行政の理解・協力・工夫のもと、街路樹や花・緑いっぱい、だれもが癒される美しいまちをめざします。



市民の役割

- 家まわりに花や緑を植えたり、地域の清掃や花づくり等の美化活動に参加するなど、きれいなまちづくりを進めていきます。
- 土地所有者は、雑草の管理をしたり、ポイ捨て・不法投棄・犬のふんの放置がされないよう適切に管理していきます。



事業者の役割

- 工場や事業所の緑化等、潤いと安らぎのあるまちづくりに協力していきます。



行政の役割

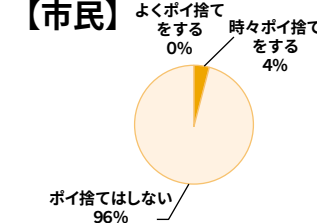
- 街路樹の維持管理、地域美化に関し、市民・ボランティア・事業者との協力関係を大切にしていきます。

市民アンケートより

●ポイ捨てについて

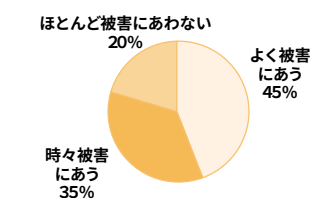
(Q. あなたはポイ捨てをしますか?)

【市民】



(Q.ポイ捨ての被害にあいますか)

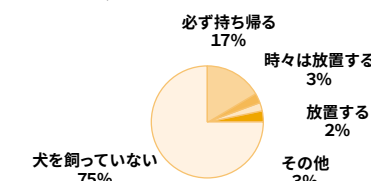
【農業者】



よく捨てられるもの
空き缶、空きビン
ビニール袋
ペットボトル
弁当のトレー
タバコの吸い殻
建築材
ペットの糞

●犬の糞について

(あなたは犬の散歩等の際に糞の始末をしていますか?)



ポイ捨ての原因は?

モラル・マナーの問題
家まで持って帰るのが面倒だから
他人への思いやりや道徳心の欠如
大量消費時代、缶製品、自動販売機の普及など
雑草が生えていると捨てやすい
車の窓から捨てやすい

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

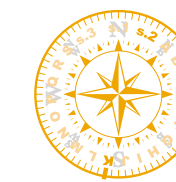
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



Kより良い道路環境づくり

よりよいどうろかんきょうづくりK

自動車交通量の増加に伴い、競馬開催時の道路混雑等、様々な道路環境問題が生じています。たとえば、幹線道路の渋滞で生活道路を通行する自動車が増え、静かな街が騒々しくなったり、安心して歩けなくなったりしました。一方で、車使用のライフスタイル自体が大気汚染と地球温暖化を進行させてもいます。そこで、ひまわりバス等の公共交通機関の整備・拡充等、自動車交通量自体を減らす工夫を真剣に考えていく必要があります。

「健康で安全なまちづくり」のため、歩行者と自転車を大切にした道路環境の整備が必要です。車道との段差、街路樹の成長や根によって歩道が通りにくい所も多く、高齢者や車椅子が安全に通行できるよう、人にやさしい道路整備を行います。

なお、第2東名の開通に伴い、自動車排ガスによる大気汚染や自動車騒音の懸念に対して、監視や積極的な関与をしていきます。

環境目標

目 標 道路における各種公害に関しては、法令等で定められた環境基準・規制基準値内を維持します。

施策の方向性

1 道路問題の解消

a 道路整備

自動車交通量の増大、道路渋滞、競馬場周辺渋滞等に伴い、大気汚染、騒音、ポイ捨て、生活道路の交通量増加等の地域環境への悪影響が生じています。交通渋滞の解消の一方策として、道路整備を進めていきます。なお、道路整備にあたっては、自然や生活環境の保全とのバランスを考えていきます。

b 環境に配慮した道路

道路沿道の緑化や生き物の生息環境に配慮する等、環境に配慮した道路の考え方を取り入れていきます。〔A(3)と共通施策〕

c 路上駐車

交通渋滞や交通事故等の原因となっている路上駐車、廃車等の放置車両、自転車の路上放置を解消していくため、市民の理解や協力のもとに、指導や取締強化等の対策を進めていくとともに、市民のモラルや意識の向上を図ります。

d 交通安全の確保

安心して歩いて暮らせるまちづくりを進めていくため、住宅地内の通過交通規制やコミュニティ道路の整備等により、生活道路の交通安全を確保していきます。

e 人にやさしい道路

バリアフリー等、障害者・高齢者・子供への配慮を組み込んだ、人にやさしい道路づくりを進めます。

f 歩道等の整備

歩道、自転車道・駐輪場等の整備を進め、自動車利用から環境に配慮した徒歩・自転車利用を進めていきます。

g 公共交通機関の整備、パーク・アンド・ライド等の導入

自動車交通量を減らしていくため、公共交通機関の整備、パーク・アンド・ライド等の導入などを検討していきます。

2 道路環境問題への対応

a 道路公害

近年の生活向上や経済発展に伴い、市内幹線道路の交通量は増加傾向にあり、幹線道路沿いでは、自動車の排気ガス、騒音・振動等のいわゆる道路公害が発生し、住民の不安が生じています。このため、環境の視点に立った道路計画や交通量の管理を考えていくとともに、市民と協力しながら、沿道環境の状況把握や監視を進めるとともに、必要な環境改善にも努めていきます。

b 自動車騒音

幹線道路の自動車騒音とともに、生活道路の通過交通の増加により住宅地内でも自動車騒音が顕在化してきました。幹線道路沿いでの適切な道路対策を進めていくとともに、生活道路では通過交通の規制等により良好な環境の保全に努めていきます。

3 第2東名沿道の環境保全

a 第2東名の影響の軽減

沿道住民の健康のために、沿道環境の状況把握・監視を行い、公表していくとともに、沿道の緑化、環境施設帯の整備、防音壁設置、排気ガス対策等の環境対策を道路管理者に求めています。

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

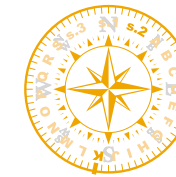
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



K

より良い道路環境づくり

よりよいどうろかんきょうづくり

K

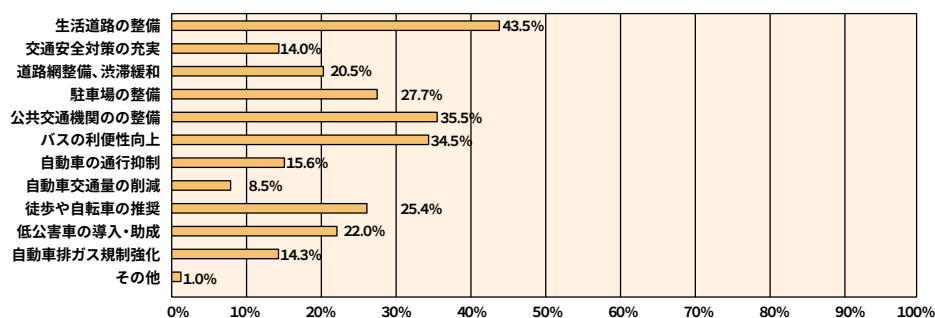
市民アンケートより

●環境に配慮した交通体系

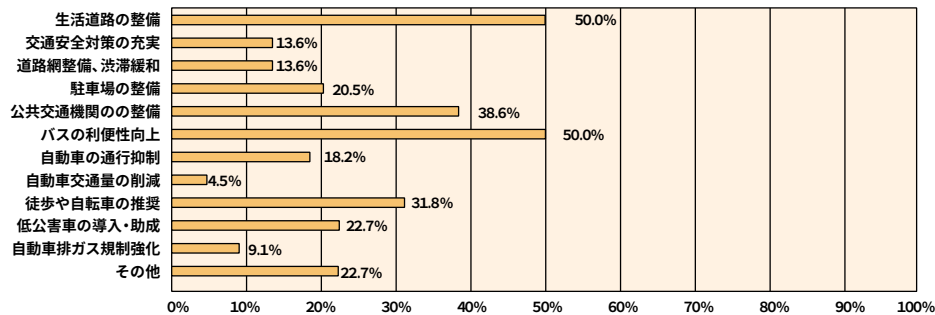
(Q. これからは、環境に配慮した交通体系の整備が必要といわれていますが、あなたは豊明市でどのようなことを進めていったらよいと思いますか。)

市民では、「生活道路の整備」「公共交通機関の整備」「バスの利便性向上」などが上位を占めました。小学生でも「生活道路の整備」が最も多く、次いで、「自動車の排ガス規制強化」「徒歩や自転車の推奨」など、歩行者の視点からの提案が多く選ばれました。中学生は「低公害車の導入・助成」が最も多く選ばれていることが特徴としてあげられます。

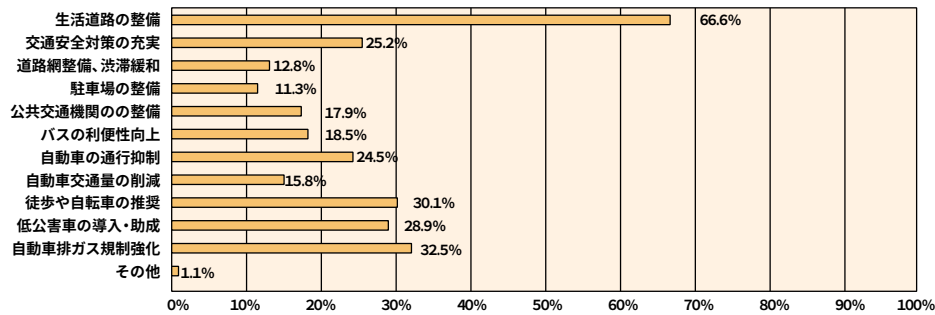
1市民



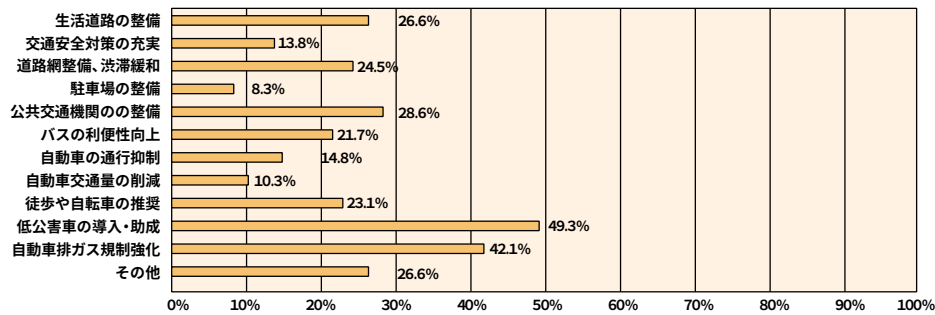
2教員



3小学生



4中学生



環境配慮指針

安心して暮らしていくため、人や環境に配慮した道路、道路公害のないまちをめざします。



市 民 の 役 割

- 近い距離は、できるだけ徒歩や自転車で行くよう心がけます。
- 歩行者や道路沿道に住んでいる人を思いやった自動車の運転・駐車・整備に心がけます。



事 業 者 の 役 割

- 物流の効率化等で、できるだけ自動車交通量を減らしていきます。



行 政 の 役 割

- 道路の整備にあたっては、自然や生活環境の保全とのバランスを考えます。
- 市民の意見を聞きながら、道路沿道の環境監視や環境対策、交通量削減、低公害車の普及等の検討を進めます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

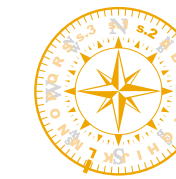
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



L

環境汚染のないまちづくり

かんきょうおせんのないまちづくり

L

市民の健康と安全を守り、住みよい環境を維持していくためには、市内における環境汚染のないことが大前提で、良好な環境を次世代に引き継ぐという視点で考えていきます。

環境目標

短期目標

環境汚染の監視及び指導体制を確立します。

長期目標

道路、工場・事業所、事業活動、廃棄物処理等、市内の施設・活動による環境影響や環境汚染の監視を行っていきます。

各種規制対象物質においては、規制基準値内を維持していきます。

施策の方向性

- 1 大気汚染の防止
- a 大気汚染の測定・監視、発生源の監視

市内の大気汚染状況の測定・監視を進めていくとともに、工場等からの汚染物質の排出状況の把握や大気汚染の発生源の監視に努めていきます。〔関連施策:道路公害→K(2)参照〕
- b 屋外燃焼行為の規制

屋外燃焼行為による近所迷惑やダイオキシン等による環境汚染等を防止するため、簡易焼却炉の使用を規制し、条例の周知徹底を図ります。

2 水質汚濁の防止

a 水質の測定・監視、発生源の監視

市内河川やため池等の水質状況を把握するため、水質測定の実施や拡充を進めていきます。また、生活排水や工場排水の排出状況を把握していくため、水質汚濁の発生源の監視に努めていくとともに、汚染防止対策について指導していきます。〔E(1)と共通施策〕

b 生活排水対策

市内で最も水質汚濁への影響が大きいのは、合成洗剤の使用等による家庭からの生活雑排水です(注)。生活排水対策のより一層の推進を図っていきます。〔E(1)と共通施策〕
(注)市内からの水質汚濁の排出量(BOD負荷量)は生活系が88%を占める。(H7年度、豊明市排水対策推進計画(H11.3月)による)

3 複合的な公害対策

a 事業所公害等の防止、規制・指導・協定

工場・事業所、事業活動、廃棄物処理等に伴い発生する、ばい煙、排水、騒音振動等の環境への放出を最小化するとともに、土壌や地下水汚染等の環境汚染の防止をしていくため、規制・指導・協定締結等の施策を実施していきます。また、事業者の自発的取組を支援していきます。〔E(4)と共通施策〕

- b その他公害への対応

商業・営業騒音、悪臭、近隣騒音、工事騒音、振動、電波障害、日照障害等といったその他公害への対応を進めていきます。
- c 苦情の処理・対応

公害の早期解決や未然防止を図るため、市民からの情報や意見を常時速やかに受け付け、適切公平な対応に努めます。
- d 光害

作物の生育障害や家畜への影響、野生動植物の生育・繁殖^{ひばりめい}阻害といった光害への対応も進めていきます。〔A(2)と関連施策〕
- e 有害物質の管理

ダイオキシン等の化学物質による環境汚染や健康リスクを低減するため、関係諸団体の協力を得ながら有害物質の管理や情報の公開を図っていきます。また、市民レベルでも有害物質のリスク低減ができるよう、ダイオキシンの発生原因等の情報を広く公表・提供していきます。
- f 新たな環境リスクへの対応

環境ホルモン、電磁波、紫外線等の新たな環境リスクについても、逐次、情報収集等を行い、対応を検討していくとともに、情報等を広く公表・提供していきます。
- g 広域的な公害防止、広域的な連携

市内から公害を出さないよう努めるとともに、市外から公害を入れないように他自治体と広域的な連携を図っていきます。〔関連施策:他の自治体等との連携→S(1)〕

STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料

STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料



L

環境汚染のないまちづくり

かんきょうおせんのないまちづくり

L

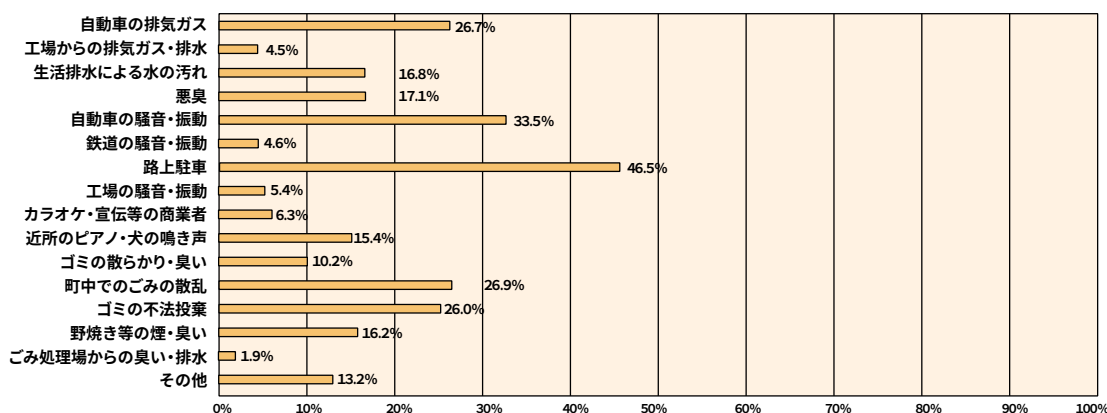
STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料

市民アンケートより

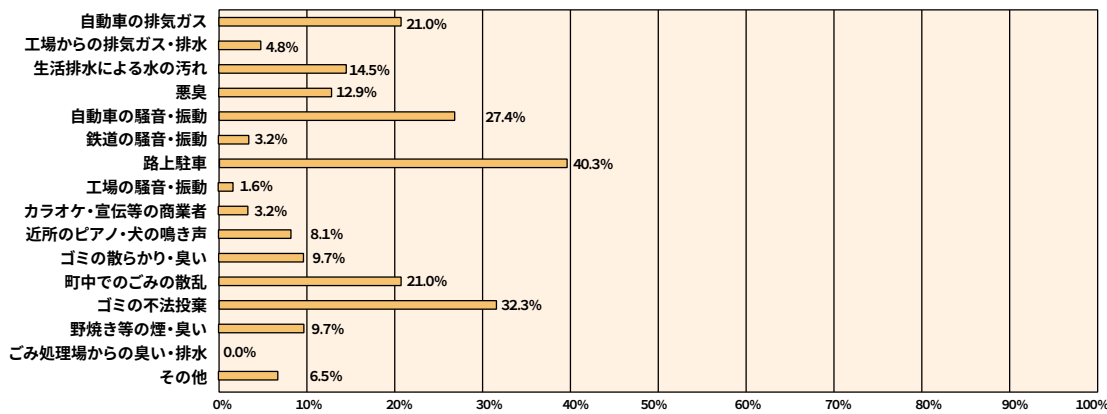
●身近な環境問題（公害）について

（Q. あなたの身近において、今までに公害の発生や迷惑を感じたことがありましたか？）
市民／農業者は「路上駐車」が最も多く選ばれており、ついで、「自動車の騒音・振動」「自動車の排気ガス」など、自動車交通関連の公害、また、不法投棄など、ごみ関連の項目が目立って多くなっています。また、教員は、不法投棄が最も多く選ばれています。

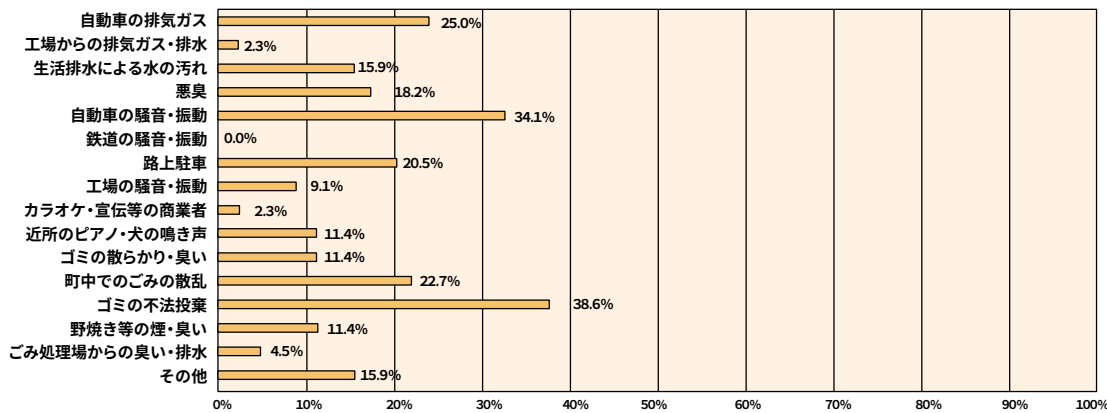
【市民】



【農業者】



【教員】



環境配慮指針

健康に暮らしていくため、環境汚染のないまちをめざします。



市 民の役割

■日常生活の中においても、市民レベルで環境汚染を発生させないように努めていきます。



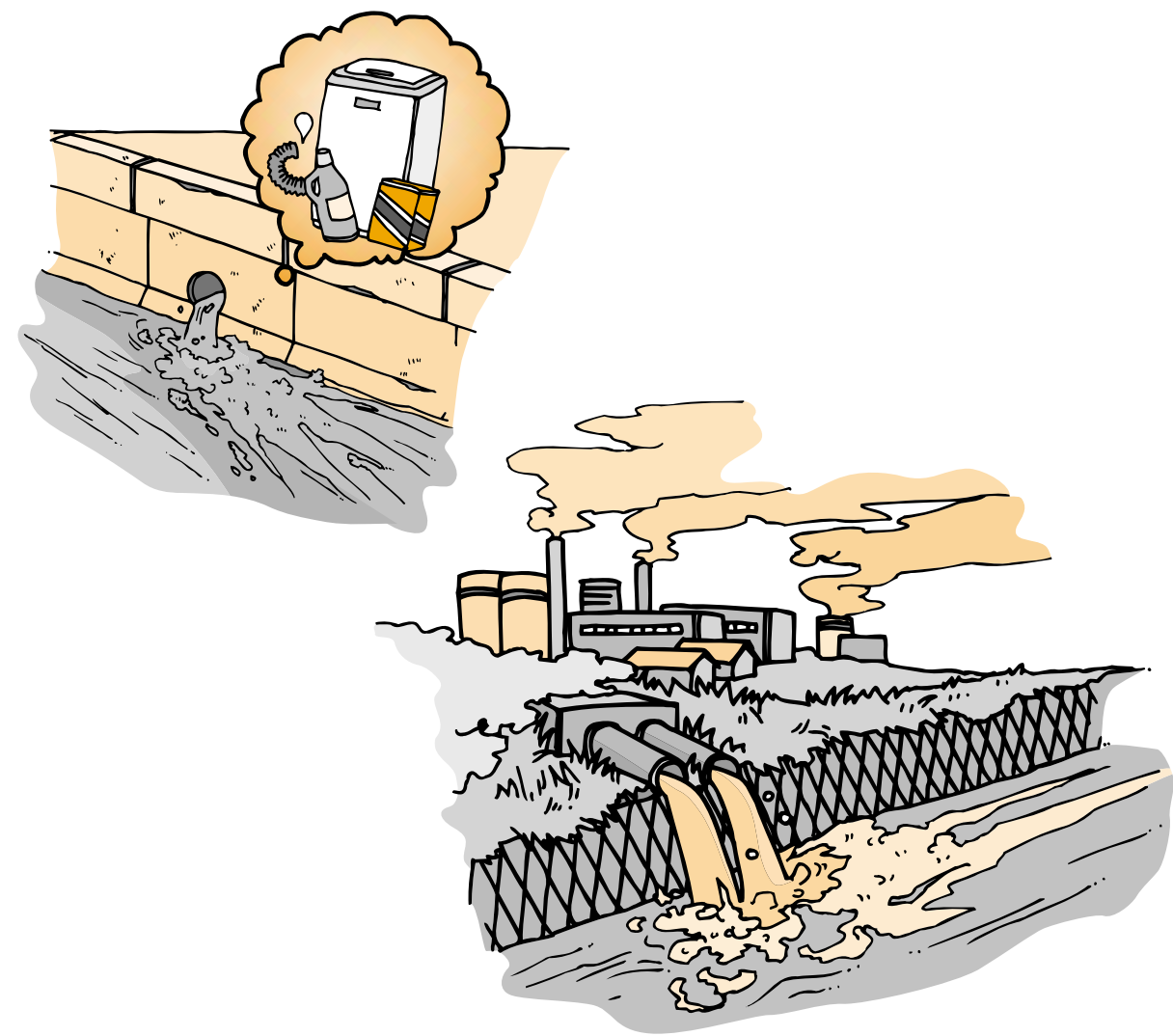
事業者の役割

■事業者は、自らの活動において、環境負荷の最小化、環境汚染の防止に努めていきます。



行 政の役割

■環境汚染に関して、適切な情報や対処方法を広く公表・提供していきます。



STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料



M 快適で安全な都市づくり

かいてきであんぜんなどしづくり

M

21世紀の豊かな都市のイメージは、「公害のない環境に配慮した産業」、「活力あふれる地域や商店街」、「緑豊かな農業地域」、「環境や人のくらしに配慮した快適空間」といえます。また、「住み心地の良さ」、「安全安心」も豊かな都市の条件の一つと考えます。

環境目標

- 長期目標** 環境調和・配慮型事業所数1000をめざします。
快適で安全な都市基盤整備の達成をめざします。

施策の方向性

1 快適で安全な都市基盤整備

a 無公害企業の誘致、事業所の環境保全活動の推進・支援措置

市内は市域が広くないため、環境に配慮した産業の立地が重要です。このため、無公害企業の誘致、事業所の環境保全活動の推進・支援措置等を進めていきます。

b 工場と住居の混在の解消、工業集積地のあり方

住工混在地での工場による公害問題の未然防止や近隣住居への影響の低減等を図っていくため、工場と住居の混在の解消に努めていくとともに、工業集積地のあり方を検討していきます。

c 環境配慮協定の締結

事業活動における環境に関する取組みを支援し、環境への配慮や取組みの状況を情報交換し把握するとともに、適切な助言等を行なっていくことを目的に環境配慮協定を締結していきます。〔関連施策：→F(1)〕

d 商店街の活性化、人の暮らしに配慮した商店街の整備

人と人、人と地域との交流がさかんな活力あふれる都市にとって、地域の活性化、地域コミュニティの交流促進や健全化が重要です。その一環として、商店街の活性化、バリアフリーを取り入れた、人のくらしに配慮した商店街の整備等を進めていきます。

e 農業地域の環境整備

杣掛地区等の農業地域は、市内における重要な農業生産活動の基盤であるとともに、豊明の特色である田園の景観や自然を保っている場所でもあります。農業集落内の狭い道路の整備等、農業集落の環境整備などを進めていきます。〔関連施策：→G(1)〕

f 環境や人の暮らしに配慮した都市基盤の整備、快適な施設空間の整備

良好な都市環境を確保するため、景観配慮や緑、水辺を取り入れた都市基盤の整備に努めるとともに、公共施設等では、環境や人のくらしに配慮した、快適な施設空間の整備や都市景観の整備を進めていきます。〔関連施策：→J(2)〕

g 市民参加によるまちづくりの推進

利用者の声や高齢化社会に応じた公園やまちづくり、バリアフリー等、人のくらしに配慮したまちづくりのため、市民と行政とが連携したまちづくりを進めていきます。

2 快適な都市づくり

a 快適な気候の確保

杣掛地区の農地が市街地の気温上昇を緩和したり、河川が風の通り道となって、過ごしやすい環境を確保していることが考えられます。逆に、名古屋のような大都市では都市活動等の影響が大きいと考えられます。住みよい都市づくりにあたっては、豊明の地理条件を活かしながら、過ごしやすい快適な気候の確保にも配慮していきます。

b 都市気候緩和

市街地内は、コンクリートやアスファルトで覆われ熱がこもりやすいので、緑化や透水性舗装等により、ヒートアイランド現象等、都市気候の緩和を図っていきます。〔関連施策：地下水涵養等→H(2)〕

3 安全な都市づくり

a 良好な居住環境づくりの推進

良好な居住環境を確保していくため、自然と共生する魅力ある住宅・宅地の整備、良好な住環境の保全・再生、緑豊かな住環境の形成等を進めていきます。

b 環境共生住宅

水循環やソーラーエネルギー活用等を取り込んだ環境共生住宅の建設・改築等を推進・支援していくとともに、内装材に含まれる化学物質やダニ・ほこり等の室内健康問題に対応した住宅の普及等を進めていきます。

c 安全なまちづくりの推進

犯罪や暴力のない、安全で明るい住みよいまちづくりのため、地域ぐるみの明るい社会づくり、防犯灯の拡充等を進めていきます。

d リスク管理、未然防止、対応マニュアル

中高層建築物、危険物施設等の増加により災害リスクが高まっており、都市災害に対するリスクの管理や未然防止を進めていきます。とくに、最近では、多様な危険物や有害物質・汚染物質等が扱われるようになり、事故発生時の対応マニュアル作成等も検討していきます。

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

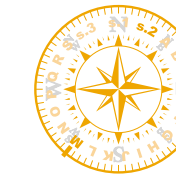
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



M 快適で安全な都市づくり

かいてきであんぜんなとしづくり

M

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

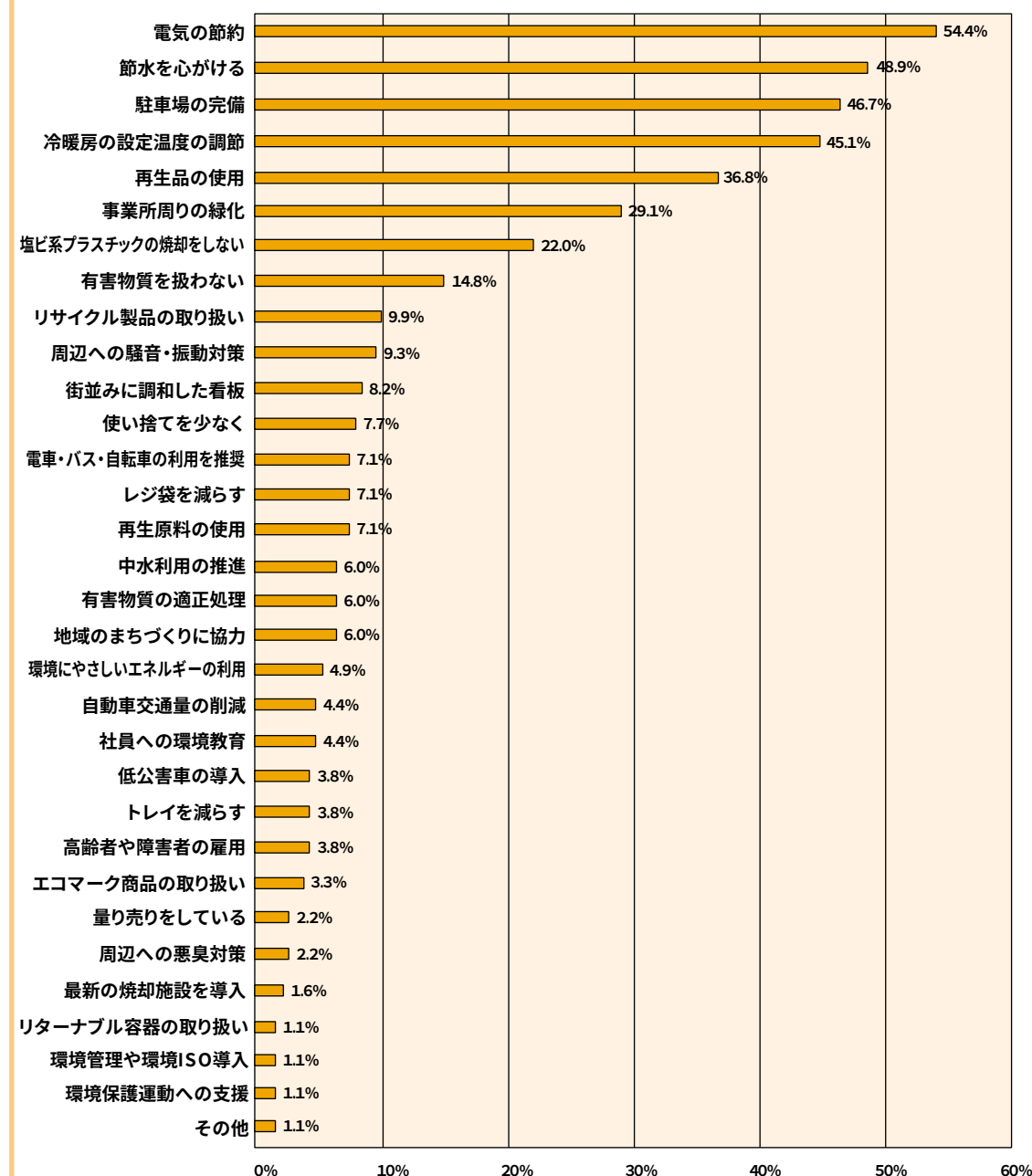
事業所アンケートより

●事業活動に際して心がけている「環境にやさしい行動」について

（Q. 近年、事業活動において、環境への配慮を行う事が重要な課題となっています。現在、あなたの事業所で行われている「環境に配慮した活動」を選んで下さい。

全体の半数以上の事業所が、「電気を節約する」ことを実践しています。次いで、節水、駐車場の完備、冷暖房の調節、再生品利用、等が比較的多く実践されている環境にやさしい行動です。

実践の少ない行動としては、「リターナブル製品の取り扱い」「環境ISOなど環境マネジメントシステムの導入」「環境保護活動への支援」などがあげられます。



環境配慮指針

環境にやさしい産業の育成、人や環境に配慮した都市基盤の整備を通して、快適で安全な都市づくりを目指します。



市 民の役割

■快適で安全なまちづくりや地域づくりに参加していきます。



事業者の役割

■環境と調和した、環境に配慮した事業活動に努めていきます。



行 政の役割

■環境調和・配慮型産業の支援を行っていきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



生活環境 循環型ライフスタイルをめざして

N ごみから超ごみへの転換

ごみからちょうごみへのてんかん

N

20世紀後半の大量生産・大量消費の経済社会の中で、ごみの量も大きく増えました。その一方、ごみ埋立地周辺の環境汚染、ごみ焼却に伴って発生するダイオキシン等の有害物質による汚染等の問題が生じています。環境汚染のない、ごみの出ない循環型社会をつくっていくためには、「余分なものを買わない」、「ごみを出さない」、「分別リサイクルする」、「再生品を買う」といった努力が必要です。

また、ごみというのは廃棄されるしかないものという、市民の暮らしにおいて何の価値もないものとして意識づけられていますが、この発想を転換し、ごみは再生の一步あるいは循環の一部であるという考え方で、「廃貴物」として認識できるように意識改革をしていくことが重要であると考えます。

環境目標

短期目標 一人一日あたりのごみ排出量280g以下をめざします。

事業系ごみ排出量を2000年比で40%削減をめざします。

長期目標 市民・事業者・行政の協力・連絡体制を確立するとともに、その取組を豊かなまちづくりに活かしていきます。

市内全ての廃棄物の処理や投棄について、環境影響や環境汚染を監視していきます。

ごみゼロ社会をめざします。

施策の方向性

1 ごみ出しのルールとマナー

a ごみ意識の向上・啓発

市民のごみ問題に対する意識を高めていくため、広報や教育等を通して、ごみ問題等の周知、ごみ意識の啓発を進めていきます。

b 実践行動の推進、マナーの向上

一部のごみ出しルールを守らない人によって、町内の衛生・美観や収集処理等に支障を生じています。また、ルールを守っている人への不公平感も生んでいます。このため、減量推進員等の活動により適切なごみ出し等の実践行動の推進、マナーの向上を図っていきます。

c ポイ捨て、不法投棄、犬の糞等

ごみのポイ捨て、不法投棄、犬の糞等の放置は、市民のモラルによるところが大きく、意識の向上・啓発、マナー向上等を図っていきます。

d 道路・空き地や公園のごみ

道路・空き地や公園のごみポイ捨て問題が生じている場所では、看板設置、ごみ箱の撤去、きれいにしてポイ捨てしにくくする等を検討していきます。

e 剪定木・落葉の処理

緑が増えれば、剪定くずや落ち葉等のごみも増えます。公園、街路樹や家庭の庭木等から発生した剪定木・落葉は、リサイクル(堆肥化)等による適切な処理を行います。〔N(1)と共通施策〕

f 雑草の管理

道路の雑草は行政と地域住民との協力を原則に対応していきます。空き地の雑草は土地所有者等の理解・協力を求めています。

2 ごみ減量と資源リサイクルの推進

a ごみを断る生活様式の定着

1R(Refuse:断る)として、買い物袋持参でレジ袋を断ったり、ごみになるものを買わない生活様式の推進を図っていきます。

b ごみ排出を減らす工夫

2R(Reduce:減らす)として、過剰包装の回避、エコクッキングの実践等、市民や事業者とともにごみ排出を減らす工夫をしています。

c 再利用の推進

3R(Reuse:再利用)として、リユース容器の活用、フリーマーケット、粗大ごみのリサイクル等の再利用の推進を積極的に行います。

d リサイクルの推進

4R(Recycle:再資源化)として、ごみ分別、資源回収、生ごみの処理・堆肥化、再生品の普及等の資源のリサイクルに取り組んでいます。また、リサイクルを推進していくため、リサイクルルートの確保・拡充・開発に努めています。

e 有機循環資源リサイクルシステムの推進

現在、市内の一部の地区で、試験的に生ごみを分別収集して堆肥化しています。生ごみ堆肥化の規模拡大や確立を進めていくため、収集や処理等の方法、堆肥の安全性、堆肥の使い道を検討していきます。木の剪定くず等も、粉碎、堆肥化等でリサイクルを進めています。市内の家庭生ごみを堆肥化し、それを使って安全で健康な農作物を作って、それを市民が消費するような、生ごみの循環システムを確立していきます。

f 生ごみ処理機補助制度の推進

家庭での生ごみの減量、堆肥化リサイクルを促進するため、生ごみ処理機の補助等を進めています。なお、適切な利用がなされているか調査する等、制度のフォローアップにも努めます。

g ポカシによる生ごみの堆肥化

ポカシによる堆肥化で家庭単位の生ごみの減量・リサイクルも進めています。ポカシは適切に扱わないと臭って近所迷惑になることもあるので、ポカシの正しい使い方等の情報を広めています。また、家庭で使い切れなかった堆肥の活用方法についても検討していきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

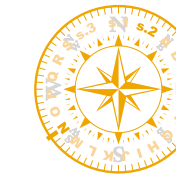
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



N ごみから超ごみへの転換

ごみからちょうごみへのてんかん

N

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

h ごみの適正処理、新処理技術・仕組みの導入

リサイクルできないごみについては、市収集・処理等で適切な廃棄物処理を図っていきます。そのため、さらなるごみの適正処理、新処理技術・仕組みの導入を検討していきます。また、ごみの収集や資源リサイクルの方法やシステム等についても、市民の意見を聞きながら、逐次、検討等を進めていきます。

i 事業者が行なうごみ減量等への働きかけ

事業活動に伴い発生する事業系一般廃棄物については、適正なごみ処理・減量を働きかけていきます。

j 産業界等への働きかけ

資源リサイクルを推進していくためには、市民、行政、生産・流通業等の事業者の三者が協力して取り組むことが重要であるため、分別・リサイクルしやすい製品や仕組み等について、事業者等へ働きかけていきます。

k ごみゼロ社会を目指した研究・理念づくり

ごみのないまちづくりを進めていくため、循環型社会構築の制度等の経済的手法などの導入も含めて、環境負荷低減・資源保護を考えに入れたごみゼロ社会を目指した研究・理念づくりを進めていきます。

3 環境に配慮したごみ処理

a 産業廃棄物の適正処理、土壌・地下水等の環境汚染の防止

産業廃棄物については、信頼性と安全性を確保した適正処理を図り、不法投棄を防止するとともに、土壌・地下水等の環境汚染の防止も図っていきます。

b 廃棄物処理施設の適正化

一般廃棄物や産業廃棄物の最終処分場等、廃棄物処理施設の建設・維持管理は、公共・民間の関係なく、周辺環境や住民に影響や不安を生んでいます。このため、廃棄物処理施設の建設・維持管理、不法投棄等については、県・国、産業界等と連携することに加え、市条例による独自の監視・取締を行っています。

環境配慮指針

市民が気持ちよく暮らせる、環境汚染のない、ごみの出ない生活や社会をめざします。



市民の役割

- みんなが気持ちよく暮らしていけるよう、みんなでごみ出しのマナーを考えていきます。
- ごみ減量やリサイクルを進めていくための4R活動の実践に心がけます。
- グリーン購入を積極的に進めていきます。



事業者の役割

- 小売店や生産者等は、ごみが出ないような工夫をしています。
- 事業者は、事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任で適切に処理します。



行政の役割

- 環境汚染の未然防止の観点から、廃棄物の処理や監視等を行っています。
- グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づき調達指針による施策を実行していきます。

市民アンケートより

●ごみの排出量

(1) 家庭ごみ

アンケートの回答より、家庭ごみの排出量と資源物の発生量の概算を行った結果を以下に示します。市民アンケートについては地区毎の集計も行ったが、地区毎の特性や差は若干にとどまし、概ね全市の平均に準じたごみ量が算出されました。

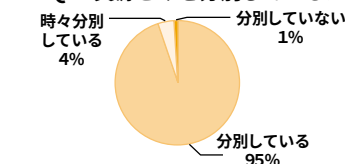
【家庭ごみ】1ヶ月分のごみ量概算

	可燃ごみ	不燃ごみ	ごみ量計	資源物発生量					
				びん	金属(缶)	新聞紙	雑誌類	ペットボトル	布(Tシャツ)
市民(全市)平均値	294.11	58.81	352.91	9.1本	31.9本	0.9ヶ月分	4.2冊	7.6本	1.9枚
農業者平均値	285.01	52.11	337.11	11.6本	36.2本	0.8ヶ月分	4.1冊	8.9本	2.3枚

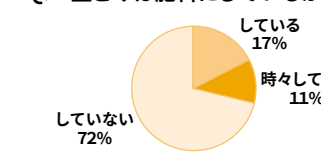
●ごみ減量の実践状況

ごみ減量の実践状況を見ると、資源ごみの分別はほとんどの人が実践しており、生ごみの肥料化は「している」「時々している」を合わせると役3割の人が実践している。反面、生ごみ処理機を使用してごみを減量している人は少数にとどまる。

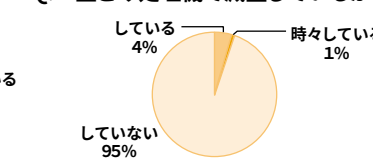
Q. 資源ごみを分別しているか



Q. 生ごみは肥料にしているか



Q. 生ごみ処理機で減量しているか



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

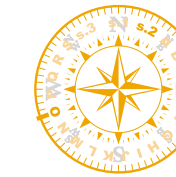
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



0 食の安全

しよくのあんぜん

0

健康な生活を送るため、有機栽培の農産物への関心が高まっています。その一方で、容器等からの環境ホルモンの溶出、食品添加物の危険性、輸入食品の農薬汚染、遺伝子組み換え食品等の不安も高まっています。これらの問題には、食料自給の低下が大きく関わっていると考えられます。

環境目標

- 短期目標** 有機農産物、食品添加物、遺伝子組み換え食品等に関する情報を提供します。
- 長期目標** 地元での食料自給によって食の安全をめざします。

施策の方向性

1 食の安全

a 安全な農産物

農薬・化学肥料の多使用を抑えた農産物生産を農協と協力して推進・支援を進めていくとともに、有機農産物等の情報を公表・提供していきます。また、ダイオキシン等有害物質による農産物等の汚染に対しても監視方法等の検討を進めていきます。〔関連施策：有害物質の管理→L(3)〕

b 安全な食品・食器等

食品添加物、輸入食品の農薬汚染、遺伝子組み換え食品等に関する情報を収集し、公表・提供していくとともに、製造者や販売者に表示等を働きかけていきます。また、環境ホルモンや発がん性物質が溶け出すおそれのある製品等に関する情報の収集・提供を進めていきます。〔関連施策：→P(1)〕

c 市内での食料自給の推進

安全かつ安心な食料の安定供給を図るため、市内の農業や農地の保全を通して、米、野菜、畜産物等の地元生産、地元消費を推進していきます。

d 有機循環資源リサイクルシステムの推進

現在、市内の一部の地区で、試験的に生ゴミを分別収集して堆肥化しています。生ゴミ堆肥化の規模拡大や確立を進めていくため、収集や処理等の方法、堆肥の安全性、堆肥の使い道を検討していきます。木の剪定くず等も、粉碎、堆肥化でリサイクルを進めていきます。

市内の家庭生ごみを堆肥化し、それを使って安全で健康な農作物を作って、それを市民が消費するような、生ごみの循環システムを確立していきます。〔N(2)と共通施策〕

環境配慮指針

市民が安全な農産物や食品等を容易に選択できる生活をめざします。



市民の役割

- 農薬・化学肥料を抑えた農業をみんなで支援・協力していきます。



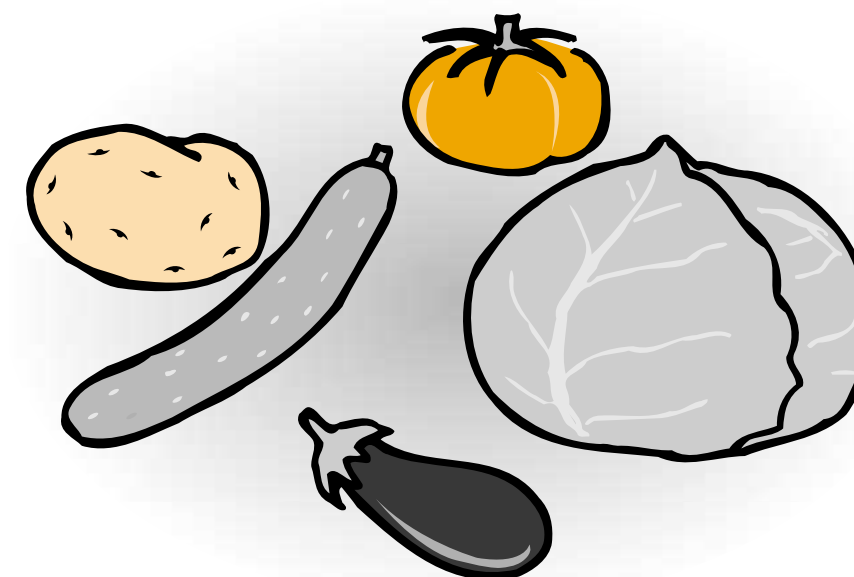
事業者の役割

- 小売店や生産者等は、有機農産物、食品添加物、遺伝子組み換え等に関する食品表示に努めます。



行政の役割

- 食の安全に関して、適切な情報を広く公表・提供していきます。
- 生産者と行政が協働して食の安全に努めていきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



地球環境 次世代に残し伝える地球をめざして

P 地球規模で考えるこのまちの取り組み

ちきゅうきぼでかんがえるこのまちのとりくみ

P

地球環境を保全していくには、一人一人の生活様式、意識や価値観を変えていくことが必要です。そして、これを各町内で実践し、市全体で取り組むことにより、確実に国際貢献に結びついていきます。こうした地球環境への取組はひるがえって、このまちの環境を守っていくことにつながります。

環境目標

短期目標 豊明市における二酸化炭素の排出量を1990年レベルより6%削減をめざします。

施策の方向性

1 環境に配慮したライフスタイルの構築

a グリーン購入の推進

市民、事業者・行政が地球や地域環境の保全のため、再生品等の環境負荷が少ない商品を積極的に買うグリーン購入の推進など、環境に配慮したライフスタイルの構築をしていきます。とくに、市では調達指針の作成等によりグリーン購入をすすめています。

b 環境に配慮した行動の実践

市民、事業者、行政が、省エネルギー・省資源、ごみ減量とリサイクルの4R活動等、環境に配慮した行動の実践を行うための啓発や仕組みの構築等を進めていきます。とくに、市では率先行動計画を策定し実施していきます。

c 水質に配慮した市民生活の実践

生活排水対策として、味噌汁や油などを直接流さない等の水質に配慮した市民生活が実現するよう推進していきます。〔E(1)と共通施策〕

d 農産物等の地元消費

市内の特色を活かし、野菜、果実、畜産物、椎茸等、農産物等の地元消費を積極的に行い、輸送にかかる二酸化炭素等の環境負荷を減らすとともに、市内の農地や農業の保全を支援していきます。

e 有害物質や農薬の使用の低減

有害物質による健康被害や環境汚染の危険性を低減していきます。また、農業・化学肥料による環境汚染や土壌の悪化の防止にも努めていきます。〔関連施策：→L(3)〕

2 地球に配慮した社会活動の推進

a アイドリング・ストップ

市民や市内事業者のアイドリングストップへの取り組みをより一層呼びかけていくとともに、アイドリングストップに関する規制等についても考えていきます。

b 電力や燃料等の節約

地球温暖化や大気汚染を防止するため、電力や燃料等の節約などの省エネルギー・省資源対策を進めていきます。とくに、公共施設や学校では、環境教育の一環として率先行動を実施していきます。また、自動販売機の電力消費についても検討していきます。

c 新エネルギー等の導入・民間支援

省エネルギー・省資源対策と並行して、ソーラーシステム・発電、風力発電、エコカー等の新エネルギーの導入を積極的に進めていきます。公共施設での導入、民間事業所や一般家庭の導入支援等を検討していきます。

d 節水、雨水利用確保

節水の啓発や雨水の利用等により、水資源の保全や有効利用を図っていきます。とくに、公共施設等での雨水利用による水資源の節約等を検討していきます。〔H(1)と共通施策〕

e 公共施設・公共事業での取組、事業者等の取組

節水や雨水等の利用、省エネ・省資源対策、新エネルギーの導入を総合的かつ計画的に公共施設・公共事業で取り組んでいくとともに、事業者や市民の取り組みを支援・推進していきます。また、環境に配慮した技術の取得・開発を推進・支援していきます。

f 公共交通機関の利便性向上、人にやさしい乗り物の導入

地球温暖化物質の排出を減らすため、公共交通機関の利便性向上、環境や人にやさしい乗り物の導入を検討していきます。

g 徒歩や自転車利用の促進

二酸化炭素排出の削減や健康増進のため、徒歩や自転車利用の促進も考えていきます。このためには、歩行者や自転車が安全に通れる道や施設等の整備も進めていきます。また、ノーカーデー等の実践行動の検討も行なっていきます。〔関連施策：→K(1)〕

3 地球環境問題への行政の取組

a 気候変動への対応

地球温暖化に伴い、気温の上昇や大雨の頻度増加等が予想されています。これらに関する情報や影響への対応方法等を収集し、提供していきます。

b 二酸化炭素排出量の算出、削減数値目標の達成評価

二酸化炭素の排出削減に取り組むにあたり、二酸化炭素排出量の算出、削減数値目標の達成評価を行っていきます。

c 二酸化炭素排出量の削減

二酸化炭素排出量の削減対策として、自動車の規制、低公害車・新交通システム等の検討・導入、エネルギーの転換、省エネ、地球環境に配慮した家庭生活・消費生活、環境家計簿等によるチェック、公共事業・施設での対応、優遇措置等の経済的措置の検討・導入等を総合的かつ計画的に進めていきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

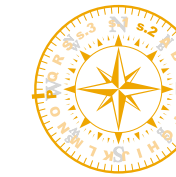
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



P 地球規模で考えるこのまちの取り組み

ちきゅうきぼでかんがえるこのまちのとりくみ

P

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

d 二酸化炭素吸収先の確保

樹木の植栽等で、二酸化炭素吸収先の確保を図るとともに、植栽等の計画目標の設定も検討していきます。

e フロンガス対策

オゾン層破壊に対しては国の規制等を踏まえながら、関係諸団体と協力して、フロンガスの回収等のフロンガス対策の周知・徹底、自販機等のフロン使用機器の規制検討、代替フロン製品の情報収集・提供等を図っていきます。また、オゾン層破壊の原因やその影響に関する情報を収集し、提供していきます。

f 酸性雨の調査

酸性雨問題に対しては、酸性雨の調査等で現状を把握することを進めていきます。

g 熱帯木材等の使用抑制

熱帯林等の保全に対しては、熱帯木材等の使用抑制を働きかけていきます。

h 開発途上国の支援等

今後の経済活動がより一層、国際規模で展開することが予想され、豊明市でも市民、事業者、行政レベルによる、開発途上国の支援等がより身近になると考えられます。開発途上国との不平等問題等に対して、積極的取組や活動支援も検討していきます。

i 市における取り組みの展開・推進

地球温暖化対策等の地球環境問題への対応として、まず、市が率先的に職員の研修・提案募集等を実施するとともに率先行動計画を策定するとともに率先行動計画を策定し、市における取り組みの展開・推進を市民にアピールしていきます。

j 市の施策・事業への地球環境配慮の組み込み

地球温暖化防止計画にもとづき、市の施策・事業へ地球環境配慮を組み込み、地球環境への負荷を低減していきます。

k 産業界への働きかけ、事業者の取り組みの支援

産業界への働きかけ、事業者の取り組みの支援等により、市内からの二酸化炭素排出量等の排出削減を図っていきます。

l 市民の取り組みの啓発・支援

市民の取り組みの啓発・支援を行っていきます。

環境配慮指針

地球規模で考えるという視点にたった市民生活や事業活動、行政活動をめざします。



市民の役割

■地球環境を考えた生活の実践に心がけます。



事業者の役割

■地球環境を考えた活動の推進に努めます。



行政の役割

■地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実行していきます。

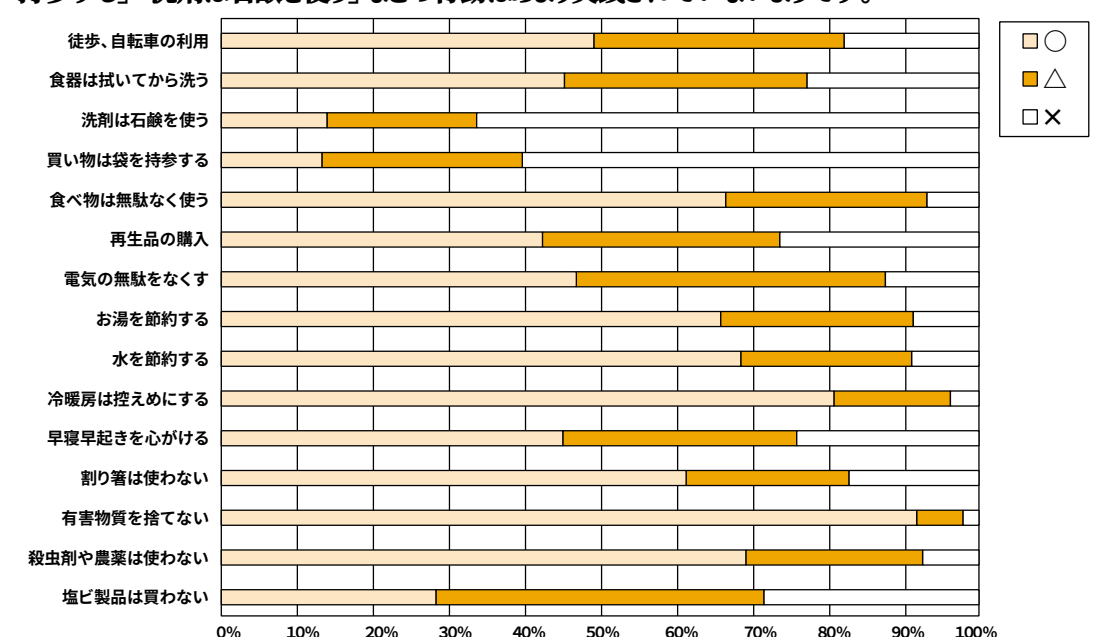
■グリーン購入を積極的に進めていきます。

市民アンケートより

●日頃心がけている「環境にやさしい行動」について

(Q. あなたは、環境にやさしい行動に関して、日頃どのようなことを心がけていますか?)
【○=いつも心がけている △=時々心がけている ×=特に心がけていない】

「食べ物は無駄なく使う」「お湯を節約する」「水を節約する」「冷暖房は控えめにする」「有害物質を捨てない」「殺虫剤や農薬は使わない」等の行動の実践が多くなっており、半面、「買い物袋を持参する」「洗剤は石鹸を使う」などの行動はあまり実践されていないようです。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



社会環境 市民が参加してつくる明るい社会をめざして

Q 環境教育

かんきょうきょういく

Q

環境に配慮した生活や行動を身につけるためには、子供から大人までの環境教育が必要です。豊明の環境に配慮した取り組みを実体験し、感じて、知ること、環境が生活や人間形成に不可欠であることを学び、より良い環境づくりやまちづくりを進めていくことが、21世紀にはよりいっそう必要であると考えます。

環境目標

長期目標 市は全ての市民が環境を学び、良く知ることができる機会を創出します。

施策の方向性

1 環境教育の充実、市民への啓発

a 環境教育の充実、市民への啓発

環境保全への市民の理解や積極的行動は重要かつ必要であり、学校・保育園、生涯学習等における環境教育を充実していきます。また、広報やケーブルテレビ等で市民の啓発を行うとともに、施設見学会、市民参加による環境調査や環境活動の実施等により、市民の環境意識の向上に努めていきます。

b 環境教育の設備・施設等の整備・活用

環境教育のための設備・施設等の整備・活用を進めていきます。

水質に配慮した市民生活の実践

生活排水対策として、味噌汁や油などを直接流さない等の水質に配慮した市民生活が実現するよう推進していきます。〔E(1)と共通施策〕

2 市民意識の高揚と地域コミュニティの構築

a 市民意識の高揚と地域コミュニティの構築

環境問題は、市民一人一人のマナーや公共道徳、ライフスタイル等に因るところが大きく、家庭や地域社会、学校での教育やしつけ等を通して、他人や環境を思いやる人間性の高揚が大切です。このため、良好な人間関係を育むことも重要であり、心暖まる地域コミュニティの育成等を進めていきます。

環境配慮指針

家庭や地域、学校等を通して、人や環境の大切さ、環境に配慮した生活や行動を学んでいきます。

市民の役割

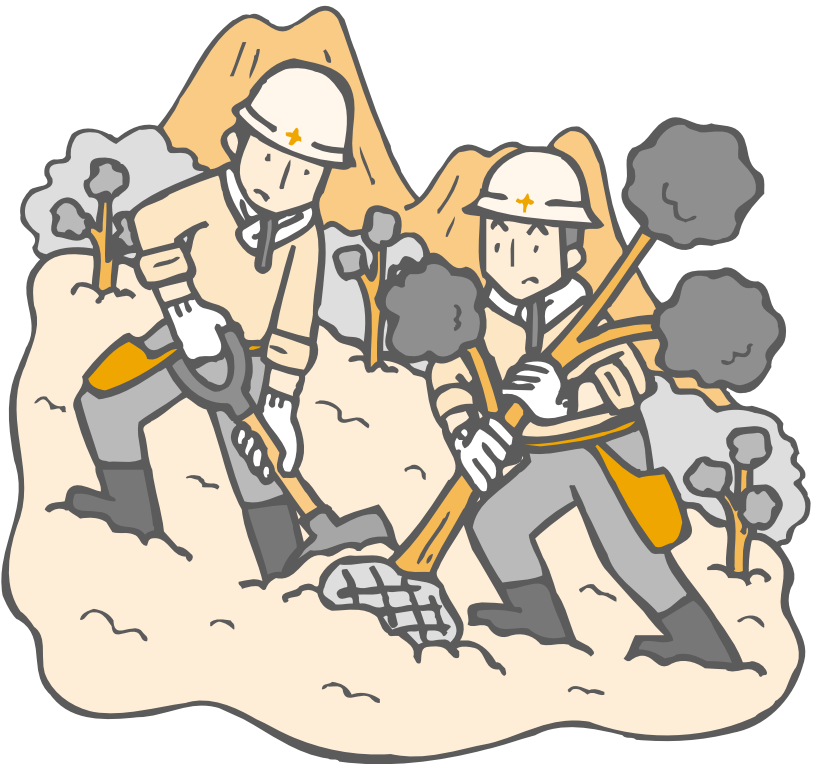
家庭や地域を通して、人や環境の大切さ、環境に配慮した暮らし等を積極的に実践し学んで、さらに次世代に伝えていきます。

事業者の役割

経営者や従業員等の環境意識を高めるよう努めていくとともに、利用者等にも、できるだけ環境意識を広めるよう努めていきます。

行政の役割

市民、地域、事業者、学校等と連携しながら、環境を学び、よく知る機会を増やしていきます。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

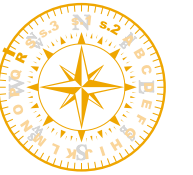
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



R

市民参加・市民行動

しみんさんか・しみんこうどう

R

豊かな環境や明るい社会をつくっていくには、自分のまちに愛着をもっていくことが大切です。例えば公園の花壇づくりの場合、地域住民がアイデアを出し合い、草取り・水やりの維持作業を行っていくことで、花壇を大切にしていこうという気もちが高まります。

このような、自分の住んでいる地域について「誰かが行う」ではなく「自らが率先して実践」し、より良くしていこうという思いや活動が、市民参加によるまちづくりの原点だと考えます。

環境目標

長期目標 全ての市民が環境について考えたり、行動することができる機会を持ちます。

施策の方向性

- 1 市民参加による環境保全・整備の推進
- a 市民参加による環境やまちづくり
- 環境の保全や整備は、長期的視点に立った事業実施が重要であり、土木、都市計画等の専門家や市民の参加で進めていきます。とくに、公園づくり、河川整備等は、計画段階からの市民参加により進めていきます。なお、市民参加にあたっては、環境の視点だけでなく、経済、福祉、教育等の総合的な視点に立った検討がなされるよう努めます。
- また、道路沿いのごみ拾いボランティアなど、市民の自主的取り組みを大切にしていきます。市民の目による地域環境の再点検等により、環境改善も検討していきます。例えば、鉄塔による景観阻害、水質汚濁による悪臭発生、頻繁な工事等があげられます。
- b 市民参加によるため池の保全・活用
- ため池をどのように保全・活用・整備していくのか、市民参加のワークショップ等を開き検討していきます。その際、個々のため池の規模・環境や利用目的に応じた活用を考えていくとともに、市民の利用面からだけの検討に終わらぬよう、市民・行政・利権者等が話し合うことを進めていきます。なお、検討していく池の優先順位等も市民参加で検討していきます。〔D(1)と共通施策〕
- c 市民参加による公園づくり
- 大蔵池の公園整備のように、公園づくりは、市民の意見やデザインを取り入れていくとともに、完成後も市民参加の場として活かしていけるように努めていきます。また、子供、高齢者、近隣住民等が参加するワークショップを開いて、子供が遊べる公園、高齢者も利用できる公園、近隣コミュニケーションが図れるような公園づくりも考えていきます。〔J(2)共通施策〕

- 2 ネットワークの体制づくり
- a 市民参加の推進、市民の自主的活動の支援、NPO・ボランティア支援
- 市民・事業者・行政が主体的かつ協働して環境保全を進めていくため、市民参加の推進、市民の自主的活動の支援、NPOやボランティア支援・育成を進めていきます。
- 行政機構の改革とも関連しますが、これからは市民やNPOができることは分担し行うことが重要です。このため、市民・事業者・行政との議論を通して、一人一人の意識向上、無関心からの脱却を図っていきます。また、環境基本計画策定に伴い開かれた環境市民部会のような、誰でも参加できる意見交流や行政との意見交換の場を大切にしていきます。
- 3 環境情報の提供・公開
- a 市民参加の推進、市民の自主的活動の支援、NPO・ボランティア支援
- 市民の環境保全活動等を支援していくため、先進情報・事例や新知見・新技術等、環境情報等の収集を進めていきます。〔S(1)と共通施策〕
- b 市民への環境情報の提供・公開・情報発信
- 環境情報等について、市民へ提供・公開・情報発信を行っていきます。迅速、公平中立、判りやすいことを前提に、環境測定・モニタリング結果・環境マップ等の情報の公開等を進めていくとともに、メディア活用等も検討していきます。また、市民から地域の情報を発信していくことも進めていきます。

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

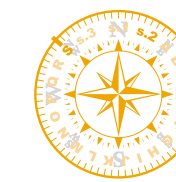
Q

R

S

STEP 3

巻末資料



S 環境施策の推進(市民・事業者・行政のパートナーシップ)

かんきょうせさくのすいしん

S

環境やまちづくりは全ての人の課題であり、環境保全、生活の利便性や安定、経済発展等、多様な視点からの意見が存在します。互いの意見を尊重しながら良い方向へと進んでいくため、意見の異なる人達が共同で作業や活動を行うことが必要です。このため市民、農業者、事業者、行政等の交流や連携、役割分担が重要であり、協力していくための体制「パートナーシップ」づくりが大切であると考えます。地域の環境保全を進めていく上では、このような「人と人」や「人と地域」のつながりを大切にしていきたいと思ひます。

環境目標

短期目標 環境基本計画の推進や環境施策の実行等をチェックする、市民と事業者と行政とのパートナーシップ組織をつくります。

施策の方向性

1 環境保全活動等の推進

a 環境情報等の収集

環境保全活動等を推進していくため、環境測定・モニタリングの実施、市民意見や情報の収集、先進情報・事例や新知見・新技術等、環境情報等の収集を進めていきます。〔R(3)と共通施策〕

b 市民への環境情報の提供・公開・情報発信

環境情報等について、市民へ提供・公開・情報発信を行っていきます。迅速、公平中立、判りやすいことを前提に、環境測定・モニタリング結果・環境マップ等の情報の公開等を進めていくとともに、メディア活用等も検討していきます。また、市民から地域の情報を発信していくことも進めていきます。〔R(3)と共通施策〕

c 市民参加の推進、市民の自主的活動の支援、NPO・ボランティア支援

市民・事業者・行政が主体的かつ協働して環境保全を進めていくため、市民参加の推進、市民の自主的活動の支援、NPOやボランティア支援・育成を進めていきます。

行政機構の改革とも関連しますが、これからは市民やNPOができることは分担し行うことが重要です。このため、市民・事業者・行政との議論を通して、一人一人の意識向上、無関心からの脱却を図っていきます。また、環境基本計画策定に伴い開かれた環境市民部会のような、誰でも参加できる意見交流や行政との意見交換の場を大切にしていきます。〔R(2)と共通施策〕

d パートナーシップの構築、ネットワーク等の形成

市民、事業者、行政、専門家等の交流や連携、役割分担のための仕組み・ルールづくりを進めていくとともに、市民の意識を高めるため、地域の人達の輪を広げていきます。そのため、環境やまちづくり等について気軽に話せる雰囲気的活動も必要です。

e 地区環境活動の推進

市民参加やNPO活動とともに、町内会等の組織での取り組みは、地域生活に直接かつ密着している非常に基本的で重要な活動です。そのため、環境委員等を決めるなど、地区環境活動の推進を図っていきます。なお、地域の新旧住民の交流も含めた地域住民の自主的な交流・活動の促進を図っていくことが大切です。

f 環境指導員の育成、環境ブレーンの登用等

市全体の環境保全等を進めていくため、地区環境活動を支援していくため、環境行政等をサポートしていくため、環境指導員の育成、環境ブレーンの登用等の環境保全を担っていく人材の育成・登用も考えていきます。

g 庁内の環境意識の向上、庁内の率先行動、事業者等への波及

市では、庁内の環境意識の向上、庁内の率先行動を進めていくとともに、率先行動等の業者等への波及を図っていきます。

h 環境マネジメントシステム等の導入

環境施策を確実に実行し、その結果を評価していくため、環境マネジメントシステム、環境会計、環境影響調査等の導入も検討していきます。また、施策の実行に対して、市民や専門家等がチェックしていく仕組みも考えていきます。

i 環境施策の確実な実行等

環境に配慮したまちづくりには、長期的視点に立った公共事業等の実施が重要で、計画段階からの市民参加や環境影響調査の実施を検討していきます。また、公共事業・公共施設のあり方、条例整備についても、市民参加や環境影響調査の実施により検討していきます。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等、環境負荷を確実に減らすため、法定外目的税(環境税)等の有効な手段となるものは常に調査研究し導入の検討をしています。

2 他の自治体等との連携

a 国・県・他市町村・環境NPO等との連携・情報交流

国・県・他市町村・環境NPO等との連携・情報交流を図っていきます。

b 境川流域と三河湾の治水・砂防

市内の治水防災を進めていく上で、境川流域から三河湾にかけての治水・砂防対策の広域展開が重要であり、流域市町等と連携を図っていきます。

c 境川流域と三河湾の水環境の保全

市内の生活排水対策等の水質改善は、境川流域から三河湾にかけての水環境の保全にとって重要であり、流域市町等と連携を図りながら、生活排水対策の推進等を進めていきます。

d 広域自然環境の保全

野生生物の移動や生息を考えると、広域自然環境の保全が必要であり、近隣市町等と連携を図っていきます。

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



S

環境施策の推進(市民・事業者・行政のパートナーシップ)

かんきょうせさくのすいしん

S

e プロジェクト立上げのための研究、機構整備、市内の役割分担の明確化

広域的な環境保全を図っていくため、保全プロジェクト立上げのための研究、流域市町等との連携を進めていくための機構整備を検討していくとともに、流域といった広域環境における豊明市の環境保全に対する役割分担を明らかにしていきます。

市民アンケートより

●環境への関心事について

Q. あなたが関心のある項目を5つ選んで下さい。

豊明市全市	%
ごみ問題	35.4%
リサイクル・ごみ分別	28.8%
花いっぱいの街・緑化・公園整備	24.2%
安全な水	23.6%
都市かによる自然の減少	20.4%
ポイ捨て	17.7%
ダイオキシン	17.3%
地球温暖化	14.5%
環境ホルモン	13.1%
二村山の緑	12.0%
遺伝子組み替え	11.7%
太陽エネルギー等クリーンエネルギー	11.6%
きれいな星空	11.4%
大気汚染	10.7%
電気自動車など低公害車	10.5%
地球環境問題	10.4%
桶狭間古戦場や東海道などの史跡	10.2%
下水道整備	10.2%
指定ごみ袋	10.1%
産業廃棄物問題・野焼き	9.6%
オゾン層破壊	9.4%
景観や風景の保全	9.3%
節水や雨水利用	8.5%
三崎池・瀧池・勅使池などのため池	8.2%
都市再開発・区画整理・土地改良	8.0%
自然観察や自然保護	7.7%
自動車公害	7.2%
ホタル	7.1%
騒音問題	6.6%
洪水など災害の防止	6.4%
環境教育・環境学習	6.0%
公害問題	5.9%
農地や農業の保全	5.7%
水質汚濁	5.4%
省エネルギー	5.4%
有害化学物質	4.6%
ナガバノイシモチソウ自生地	3.8%
文化財の保護	3.6%
酸性雨	3.4%
日照問題	2.4%
熱帯林の破壊	2.4%
環境ISO・環境管理・環境監査	2.3%
エコビジネス・エコ産業	1.9%
境川	1.8%
市民参加・環境NGO	1.8%
境川以外の市内の河川	1.7%
エコマーク・グリーン購入・グリーンコンシューマー	1.6%
湿地	0.8%
環境基本条例	0.8%
環境アセスメント	0.8%
その他	0.0%
有効回答者数	100%

環境に関するキーワード50項目の内、関心の高い項目を5つまで選ぶ質問では、左表に示す結果となりました。

「ごみ問題」「リサイクル・ごみ分別など、ごみに関する項目への関心度の高さがうかがえます。

農業者 (BEST5)

	%
ごみ問題	43.5%
リサイクル・ごみ分別	32.3%
二村山の緑	32.3%
ポイ捨て	24.2%
農地や農業の保全	24.2%

事業所 (BEST5)

	%
ごみ問題	34.1%
ポイ捨て	26.9%
リサイクル・ごみ分別	25.8%
産業廃棄物問題・野焼き	18.1%
都市再開発・区画整理・土地改良	17.0%

教員 (BEST5)

	%
ごみ問題	40.4%
リサイクル・ごみ分別	35.9%
環境ホルモン	18.4%
地球温暖化	17.9%
ダイオキシン	17.0%

小学生 (BEST5)

	%
ごみ問題・リサイクル	14.2%
自然や野山の緑	10.3%
花いっぱいの街・公園	9.5%
ポイ捨て	7.8%
きれいな空気	6.7%

中学生 (BEST5)

	%
ごみ問題	38.6%
リサイクル・ごみ分別	22.7%
花いっぱい街・緑化・公園整備	22.7%
産業廃棄物問題・野焼き	18.2%
都市化による自然の減少	18.2%
都市再開発・区画整理・土地改良	18.2%
安全な水	18.2%
電気自動車など低公害車	18.2%

環境配慮指針

市民と事業者と行政とのパートナーシップや地域の取り組み、他の自治体等との連携を通して、環境保全活動を実行していきます。



市民の役割

■「人と人」や「人と地域」とのつながりを大切にしていきます。



事業者の役割

■市民や行政とのパートナーシップを大切にしていきます。



行政の役割

■市民や事業者とのパートナーシップのもと、環境基本計画や環境施策を進めます。

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



S 環境施策の推進(市民・事業者・行政のパートナーシップ)

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

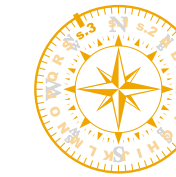
小学生アンケートより

もし、あなたが市長になったら21世紀の豊明の自然や環境をどのようにしたいですか。



★ STEP 3 『環境羅針盤』の実行プラン





第1節

『環境羅針盤』実行に向けての方向性

豊明市の望ましい環境像を達成するためには、『環境羅針盤』が実効性のある計画でなければなりません。STEP2に示した「21世紀の豊明市の環境づくり」を実現するため、STEP3では、豊明市環境基本計画『環境羅針盤』の実行プランとして、計画の推進方法の方向性を示します。

1 パートナーシップ型の実行をめざします

計画を有効に推進させるためには、市民・事業者・行政の各主体が環境の保全と創造に対する各々の責任と役割を認識し、協働的關係いわゆる「パートナーシップ」のもと、互いに協力して各主体の取組みを推進することが不可欠な条件と言えます。

このため、情報交流や環境意識・施策を共有する共通の主体的意識の拠点として、市民・事業者・行政のパートナーシップ会議のような有機的なパートナーシップ組織を構築することをめざします。

2 行政内横断型の実行をめざします

計画を有効に推進していくためには、迅速で適切な行政対応を実行し、従来の縦割り型行政ともいえる状態からの脱皮を図り、庁内において組織的な施策の推進と進捗管理を行う必要があります。このため庁内に関係各課で構成するプロジェクトチームを組織し、計画の実施及び達成評価を行います。

このプロジェクトチームは環境施策を総合調整したり、進捗管理する推進基盤となります。

3 進捗管理のある実行をめざします

『環境羅針盤』に基づく環境施策を進捗管理していきます。このため、従来のような担当課が各々の施策を計画・実施して完結する進捗管理ではなく計画の目標に基づき、施策の結果評価を環境の視点で行い、目標や施策が未達成の場合は次年度以降に繋がっていくことを検討する等、有機的で連続性のある進捗管理を行っていきます。

第2節

『環境羅針盤』の実行プラン

『環境羅針盤』を推進していくため、新たな機能や組織を構築していくとともに、^{ま、お}既往の諸活動との適切な連携を図っていきます。

『環境羅針盤』の推進体制をイメージとして表わすと次頁のような図になります。

なお、市民・事業者・行政の各主体が環境の保全と創造に対する各々の責務や役割を実行・行動することは、この図の前提条件であり、例えば、法規制等にもとづく行政による監視・指導等は「行政活動」の中に含まれています。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

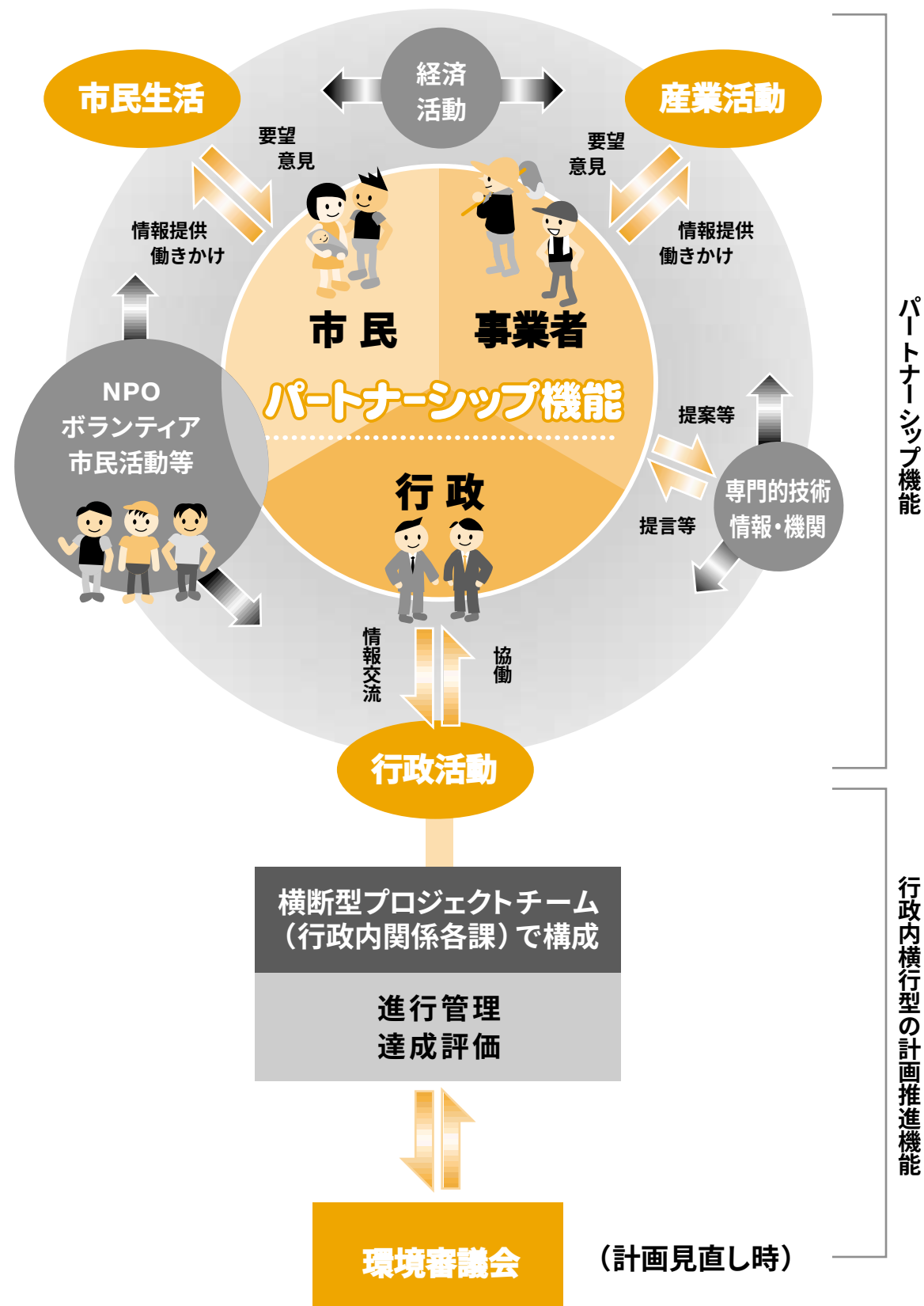
S

STEP 3

巻末資料



『環境羅針盤』の推進体制



1 パートナシップ機能

【構成】

環境の保全に関する施策を効果的かつ効率的に推進していくためには、環境情報の提供・交換や、環境に関する活動に対して支援をしたり連絡調整等を行う必要があります。そのためパートナーシップ機能を構築します。構成は市民・事業者・行政の三者とします。また、NPOやボランティア等、市民活動や関連団体のパートナーシップ機能への積極的参加を促すとともに、パートナーシップ機能を中立、民主的、かつ円滑に進めていくため、NPO等第三者による運営や調整をめざします。

【機能】

『環境羅針盤』に基づく施策等を実行力をもって実施していくため、市民・事業者・行政がパートナーシップ組織を構成します。パートナーシップ組織では、市民からの要望や意見、事業活動における要望や意見を吸い上げたり、行政活動と協働しながら、三者の交流を重ねていきます。また、長期の展望に立った施策の実行、迅速な対応が求められる施策の実行等、多様な取り組みや対応を進めていく一つの方策として、パートナーシップ機能での三者による協議・調整・協働を通し、豊明市の環境の保全や改善について考え行動していくことをめざします。例えば、有機循環資源リサイクルシステムの構想づくり、ため池や公園の保全・整備、里山等の自然環境の保全・維持活動、ゼロエミッション型の事業活動の維持等の取り組みでは、地域の市民、ボランティアや環境活動サークル等の参加が重要であったり、専門的な知識・情報や地域性等の実情にあった対応等が求められ、パートナーシップ機能でいろいろな人とのつながり等により、より良い方策やアイデアが生み出されるものと期待されます。

2 行政内横断型の計画推進機能

【構成】

横断的な取り組みによる施策等の実行をめざすため、関連各課で構成するプロジェクトチームを組織し、環境の視点からの調和的な進行管理を行っていきます。

【機能】

計画に基づく施策等進行管理、及び、計画目標や施策の達成状況の取りまとめと評価を行ない公表します。なお、計画推進にあたっては、計画実行プログラムを策定し多角的に個別事業を管理する形態をとっていくことをめざします。また、計画の見直し時にあたっては、パートナーシップ機能からの助言等を参考にし、環境審議会へ諮問していきます。

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



3

『環境羅針盤』の推進方法

豊明市環境基本条例の基本理念にもとづき、環境羅針盤の環境目標、実行施策の方向性、環境配慮指針からなる行動目標を定めました。21世紀の望ましい環境像を実現するべく、市民・事業者・行政が各々あるいは共調しながら行動目標を実行、行動していきます。この実行・行動にあたっては、もちろん、パートナーシップ機能や行政内プロジェクトチームが大きな推進力を担います。

そして、実行・行動の結果は、5年ごとに行政内プロジェクトチームが中心となって、環境目標値や計画実行プログラム等に照らし合わせながら、目標達成の評価を行います。評価結果は、パートナーシップ機能を通して全市民に公表していきます。

この目標達成の評価結果をふまえ、必要な計画の見直しも含め、次のさらなる5年間の行動目標を定め、望ましい環境像の実現をめざし実行・行動していくこととなります。

なお、社会状況の変化等に応じて、計画の充実や見直しを適宜、行っていくものとします。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

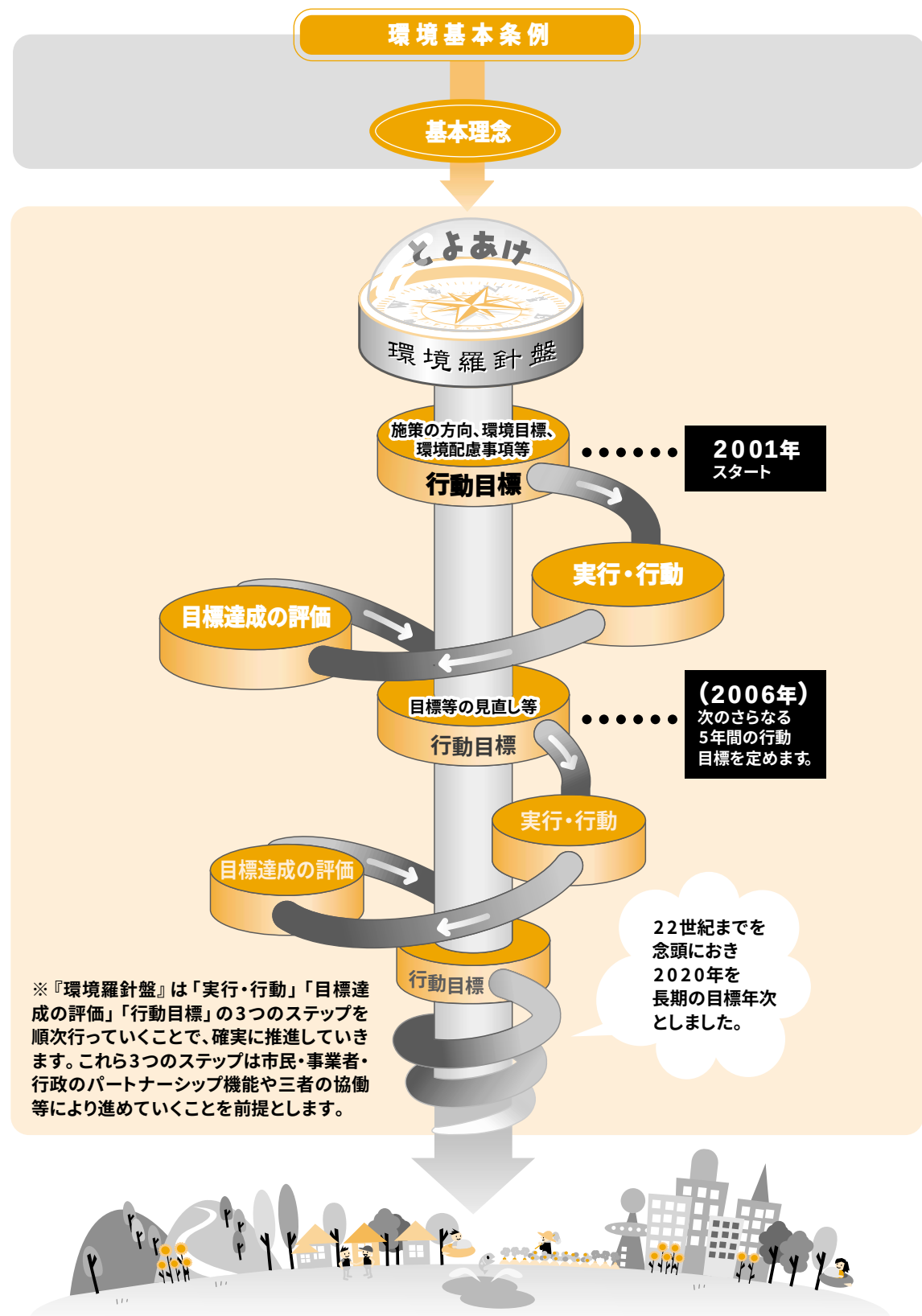
R

S

STEP 3

巻末資料

『環境羅針盤』の推進方法



望ましい環境像の実現

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

✧ 卷末資料





1) 地球環境問題の概要

地球環境問題とは、被害・影響が一国内にとどまらず、国境を越え、地球規模にまで広がる環境問題や、国際的な取り組みが必要な開発途上国における環境問題を指す。現在、人類の生存基盤に大きな脅威を与える地球環境問題として、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、森林（とくに熱帯林）の減少、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の環境問題といった事象が考えられる。

2) 循環型社会形成推進基本法

平成12年6月公布。「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るすべての過程において、物質の効率的な利用やリサイクルが進められ、資源消費の抑制と環境負荷の低減が図られる「循環型社会」の形成を推進するための基本的な枠組みを定めたもの。廃棄物等の処理の優先順位を①発生抑制、②再利用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分、と示すとともに、事業者・国民の「排出者責任」や生産者が製品等について廃棄まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」を示したことが特徴である。

3) 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

平成11年7月公布。有害性を有する化学物質について、取り扱う事業者が適切に自主管理することを促進し、環境保全上の支障を未然防止することを目的とする。事業所からの化学物質の排出量と移動量の届出をもとめ、行政で登録簿をつくる仕組み（PRTR制度：Pollutant Release and Transfer Register）と、化学物質の取引に際して、その有害性状と取り扱い上の注意に関する情報の伝達を確保する仕組み（MSDS制度：Material Safety Data Sheet）を法制化したもの。なお、化学物質の人の健康や環境影響に対する因果関係の知見が十分でなく、化学物質自体の規制は適当でないとの考えから、適切管理に対して責務をもとめる法となっている。

4) 環境の保全と創造

豊明市環境基本条例で示されている、同条例が対象とする範囲を指し示す用語であり、同条例の前文に記されている「環境資源を適切に管理し、良好な環境を創造する」とことと解される。「環境の保全と創造」とは、良好な環境を保護・確保するだけでなく、より良い環境を回復・創出・整備することを含むものである。国の環境基本法では「環境の保全」の用語で使われ、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムの保護及び整備を図ることにより、「環境」を人にとって良好な状態に保持することとしている。

5) 指標生物

環境の特色や変化、汚染等を反映する動植物。特定環境に分布する生物種、汚染物質による影響を受けやすい生物種等の生息生育状況などを調べることで、その地域の環境の特性、自然度、大気汚染の汚染状況などを把握・評価することができる。タンポポやホタルといった身近な生物も、都市やその周辺の自然の状況を知るのに良い指標生物となる。

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



6) ランドマーク地形

ランドマークとは、山、林、樹木、あるいは人工構造物等、風景上の目標物を指す。特徴的な形状を呈する山や丘等は良いランドマークである。ランドマークにより、その地域で自分のいる位置を認知することができ、安心感を得ることができるとされている。見馴れた風景の一つの要素であり、普段、何げなく見ているが、改変等で無くなると、無意識のうち何か違和感を覚えることが多々ある。

7) 自然生態系（生態系）

植物は日光や土中の栄養分等で成長し、その植物を草食の生物が食べ、その生物が肉食の生物に食べられ、そして生物の排泄物や死骸は土壌生物やバクテリア等によって無機質に分解され、その無機質を植物がまた栄養分として利用するといったように、生物は物質循環の中で生きている。このような物質循環をしている生物群とそれをとりまく空気・水・土壌・日光等の無機的環境をまとめて「生態系」と呼んでいる。

8) 外来生物

本来の生育地でないところに移動して生育を続ける生物。鑑賞用やペット、有用種として持ち込まれた種も多い。代表的なものとして、セイタカアワダチソウ、オオマツヨイグサ、メリケンカルカヤ、セイヨウタンポポ等の帰化植物、チョウセンイタチ、ハクビシン、ヌートリア等のけもの類、魚介類では、タイリクバラタナゴ、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル、アメリカザリガニ等があげられる。

9) 涵養（地下水涵養）

涵養（かんよう）とは、徐々に養い育てること。自然に水が地中にしみこんで地下水や水源を供給する場合に用いられる。

10) ビオトープ

動物や植物の生息生育環境や生活圏。湖沼や林野のような環境条件や生態系が一つのまとまりをもった地理的空間単位を指す。近年、自然環境復元の一環として、国内で行われてきたホタルやトンボ等、生物の生息環境づくりを、欧米でのビオトープ造営に重ね合わせ、「ビオトープづくり」または単に「ビオトープ」と呼んでいる。また、ビオトープは、開発に伴う代償措置としての環境創出や環境教育の環境づくりにも導入・活用されている。

11) 音環境

都市の音は、風のそよめき、小川のせせらぎ、木々のざわめき、鳥や虫の声など、快適性の高い「自然環境音」と、車両や機械などの「都市環境音」とに大分できる。「都市環境音」は、騒音として人間に感覚的・心理的な負の影響を与えるが、逆に「自然環境音」は、ストレスを抑える等、プラスの効果をもたらすとされている。音環境とは、このように環境を音の物理的性状だけでなく、その質や心理的側面などを含めてとらえたものである。

12) かおり環境

嗅覚を介した刺激は、人の感情状態に強く働きかけ、生活環境の快適性に影響を与える。かおり環境とは、不快なにおい（悪臭や臭気）を低減するだけでなく、積極的な快適性を享受するという視点から、生活環境を「におい」「香り」といった側面からとらえたものである。国では、これまでの悪臭対策の概念とは別に、新たな「におい環境指針」を定めて、より良い生活環境の確保を目指す「かおり環境目標」を示し、その実現を目指している。

13) 遊休農地

耕作地以外の農地。荒らし作り地、不作付地、耕作放棄地などを指す。

14) 学校林・学校川・学校池

学校近くの山林、河川、ため池等を環境教育や総合学習の場として活用しようとするもの。額田郡額田町では、以前から学校単位で、学校近くの川で生徒が魚を調べたり、水質を測ったりして、地元ではそこを通称「学校川」と呼んでいる。

15) 自然な水際の残存距離

ため池や河川等の水際線（池畔や河岸等）の自然の状況や改変状況を把握するため、水際線がコンクリート護岸、石積護岸、矢板等の人工構造物で構成されているかどうかにより、「自然な水際」、「人工化した水際」に区分し、その距離を集計する方法がある。同様な調査は全国的に自然環境保全基礎調査で行われている。

16) ワークショップ

各種事業等へ市民が参加したり関心を持ってもらうための一手段として、ワークショップ等の開催が考えられます。ワークショップとは、仕事場、研究会の語意であり、市民参加の集会や勉強会等もワークショップと呼称している。そのやり方は様々で、単なる意見交換会や、コーディネーターの指導により何か成果をつくりあげる作業会などがある。

17) レクリエーションベルト

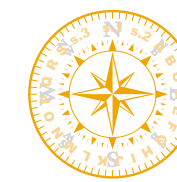
河川敷を利用した運動公園、緑地や親水空間の整備、サイクリング道路や緑道の整備等、レクリエーション施設・空間を河川に沿ってベルト状に整備・活用すること。

18) BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。

19) COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）。水中の有機物等、汚濁物質を化学的に分解（酸化）させるのに必要な酸素量で、主に湖沼と海域の汚濁指標として用いられる。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



20) 水質の環境基準

公共用水域(河川、湖沼、海域等、公共に供される水域や公共の用水路)の水質に定められた、達成、維持することが望ましい基準。「人の健康の保護に関する基準」と「生活環境の保全に関する基準」からなり、前者はカドミウム、シアン、水銀等のいわゆる有害物質に対して、全国一律の基準を定めている。後者はpH、BOD、COD等、水質汚濁に関して、水域ごとに、その利用特性等に応じ6段階の基準を定めている。

21) 汚泥の浚渫

湖沼、河川、水路等の水域の水質浄化方法の一つとして、底泥(底質)の浚渫があげられる。汚濁化した(有害物質を含蓄した)底泥を除去することによって水質の二次汚濁を防止する。ただし、浚渫土砂の適切な処理(処理先での二次汚染の防止)が重要。

22) 集落排水

農業集落排水施設。農業集落における、し尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理する施設で、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。

23) 小規模集合排水処理施設

公共下水道の整備認可区域外および農業集落排水施設の対象外の地域に対し、貴重な自然となるため池等で浄化する必要があると判断される地域については、地域住民とのパートナーシップにより、合併処理浄化槽の面的整備(小規模集合排水処理施設整備)を検討していく。具体的には、コミュニティ・プラントと称される、団地や集落などの単位で、各家庭からのし尿と生活雑排水を管路により集め集合処理する施設の整備が考えられる(法により工業排水は処理できない)。

24) 環境ISO

環境管理に関する国際規格。ISO14000シリーズと呼ばれ、環境管理システムを規定する規格のISO14001をはじめ、環境ラベル(エコマーク等の表示)、環境実績評価、ライフサイクルアセスメント等の規格からなり、企業等のマネジメントを環境保護の観点から規定したもの。

ISOとは、国際標準化機構で、工業分野の単位、用語、規格などについて国際的な調整と標準化を促進するための国際的専門機関。日本工業規格(JIS)の調査審議を行っている日本工業標準調査会も加入。ISOが策定する国際規格には法的拘束力はないが、国際規格の中でもっとも権威あるものとして広く採用されている。

25) 環境マネジメントシステム

環境管理システム。企業が、企業活動に伴う環境影響等をどの程度克服しているのか、その事業活動が環境とどの程度調和した形となっているのか検証するシステム。環境管理とは、企業等の事業組織が、法的遵守だけでなく、自主的・積極的に環境保全行動を行うことであり、現在は、企業がその社会的責任を果たしているかどうかを判断する客観的な基準となっている。このシステムの骨格は、環境保全の方針・目標・計画などを定める(プラン:plan)、これを実行する(ドゥー:do)、その実行状況を点検する(チェック:check)、そして方針などを見直す…という一連の手続き(ステップ)からなるのが特徴である。

26) ゼロエミッション

Zero Emission。究極的には、固形廃棄物、排水、排気などの排出物(Emission)をいっさい出さないことを指す。現実的には、A工場からの廃棄物をB工場で原料に用い、B工場の廃棄物をさらにC工場で原料に用いる…というように、できる限り閉ざされた物質循環を形成して、全体で排出される廃棄物総量の最少化を目指すこととなろう。

27) エコテクノロジー

循環型社会の形成に向けて、①有害物質を適正処理して生態系の環境サイクルを保護する技術、②生産工程から汚染物質(例えば水銀やダイオキシン等)を出さないクローズド化技術、③リサイクルを推進する技術、の三つのサイクルに必要な技術を「エコテクノロジー」と称している。今後の技術開発が必要な分野である。

一般的に「環境技術」とされているものには、汚染物質を除去する処理技術、汚染物質が排出されないようにする技術、二酸化炭素排出を抑制する省エネルギー技術、汚染環境の浄化技術、電気自動車やフロンを使用しない冷蔵庫などの環境負荷の少ない製品、汚染物質の計測・監視技術等、様々なものがある。今後、地球温暖化をはじめ、様々な環境問題に対応するため、環境技術に対する要求は一層高度化かつ広範化すると予想される。

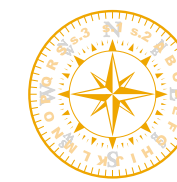
28) アメニティー

Amenity。都市における環境の快適さ。住み心地の良い居住環境や気候等から、都市がもっている人間生活にかかる空間的な美しさ・ゆとり・景観、都市生活のうるおい・魅力といった雰囲気的なものまで含めたもの。

29) 環境配慮協定制度

公害防止(環境保全)協定から一歩進んだ、より積極的な事業活動がなし得る環境配慮を促す制度として、今後検討を予定している。豊田市版ISO認証制度的なものになるとともに、中小企業が共同で環境配慮を行う動機づけになる等、その効果は大きいものと考えられる。

これに関係する制度として、環境保全協定がある。環境保全協定とは、地方公共団体や住民団体等と公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、主として、その事業活動に伴う公害を防止するために、事業者がとるべき措置を相互の合意によりとり決めたもの。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



30) 遊水池（遊水地）

洪水時に、一時的に水を貯留する池。洪水の際、遊水地に洪水を氾濫^{はんらん}させることで、下流への洪水を軽減することができるが、土地の有効利用や堤防整備（河川改修）で、この氾濫域は狭められてきた。人為的に（遊水地に流入する）水量を調整するのが（洪水）調節池。

31) モニタリング

科学的な方法で継続して環境質の測定と観察を行うこと。大気質や水質等の環境汚染を監視する有効な手段である。

32) 活断層

数百年～数万年の間隔で繰り返して活動する（活きている）断層。過去200万年間に動いたとみなされる断層と定義している（新編 日本の活断層、1991）。地表面に断層地形が現れているものや、断層が地下に伏在^{ふくざい}するものがあり、とくに後者は活断層の特定が困難なことが多い。活断層は近い将来に必ず活動するものとは限らないが、万一活動すれば地震を引き起こし、その規模等によっては地震災害が発生する可能性があると考えられている。

33) 善意の井戸水

平成7年の渇水を契機にはじめた、災害時などに周辺住民に井戸水を提供してもらえる井戸を募集・登録する制度。水質検査等は、市の負担で実施。

34) 堆肥化

有機性物質、腐敗物等の原料から微生物の働きを利用して堆肥を作ること。コンポスト化ともいう。原料中の有機物は、適度の水分40～60%、酸素の存在下で好気微生物の作用で発酵し分解されて無機化してゆく。その方法は、人力による小規模なものから機械化されたものまである。堆肥とは、わら、ごみ、落葉、排泄物などを積み重ね、自然に発酵、腐熟^{ふじく}させて作った肥料や土壌改良材をいう。

35) フラワーボランティア

市内の公園等の花や緑の維持管理をするボランティア制度。平成6年にはじまり、平成12年現在、市へのボランティア登録者は延べ286名。

36) クリーンボランティア

ごみのないまちづくりや花と緑あふれるまちづくりを推進するため、地域内の道路、公園等の美化や花づくりを行うボランティア制度。

37) コミュニティー道路

住宅地内の歩行者と自動車の共存を目的とした歩車共存道路。非幹線道路で無用な通過交通を排除した住区街路がこれにあたる。オランダのボンネルフ（生活の庭という意味）という歩車共存道路が始まりで、ハンプ（路面の凸型障害）、シケイン（道路の平面的な障害）、狭さくなどの交通流を阻害する施設や道路構造を用いて交通規制をし、併せて修景を施したものである。

38) 住宅地内の通過交通規制

コミュニティ道路や生活道路となっている自動車の進入が好ましくない所では、ハンプ・シケイン等の障害（物）や街路樹、植木鉢などにより、自動車の侵入を抑制することができる。最も徹底した抑制策は階段を設けることであろう。このほか、特定地域への乗り入れを許可証等により地域住民や地元企業などに限定する方策、交通制御によって流入をコントロールする方策等がある。

39) バリアフリー

障壁のない、へだてのないの意。とくに高齢者や身体障害者に配慮した住宅等の構造や設備を指している。

40) パーク・アンド・ライド

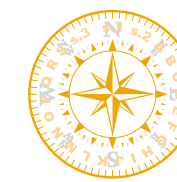
自宅から最寄り駅までは自家用車で行き、駅近くの駐車場に車を置き、鉄道等の公共交通機関を利用して通勤・通学する交通手段の組み合わせ。

41) 環境施設帯

幹線道路沿道の生活環境を保全するため、車道端から外側へ確保される幅10～20mの道路用地。この用地には原則として植樹帯等が設置され、必要に応じて、遮音壁、歩道、自転車道、側道などが設けられる。

42) 屋外燃焼行為

豊明市では「屋外燃焼行為の規制に関する条例」により、環境汚染の未然防止のため、野焼きが屋外燃焼行為として禁止されている。囲いだけのものや、ドラム缶での燃焼も野焼きとみなされる。ただし、たき火のような軽微なもの、一時的・伝統的な燃焼行為は適用外である。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



43) ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)及びコプラナPCB(ポリ塩化ビフェニール)。塩素の置換されている位置と数によって多くの異性体があり、ダイオキシン類と総称される。その中で最も毒性が強いのが、2,3,7,8ベンゾ-p-ダイオキシン。急性毒性がきわめて強いほか、発ガン性やベトナム戦争の枯葉剤による奇形児発生で代表される催奇形性、母乳等への蓄積などが懸念される。炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような過程でできる副生成物で、廃棄物の焼却、パルプの塩素漂白、塩素系農業製造等で非意図的に発生する。ダイオキシン類対策特別措置法等により、ダイオキシン類の安全な1日摂取量「耐容1日摂取量」や大気・水質・土壌の環境基準、廃棄物焼却炉等の排ガス・排水の規制基準が定められている。

44) 光害

光害(ひかりがい)とは、漏れ光(照明器具から、その目的外に照らされる光)による夜間環境や良好な照明環境への阻害や悪影響をいう。ほうれん草や稲等の作物の生育不良、ホタル・ウミガメ・鳥類等への生育影響、夜空の明るさ増大による天体観測への影響、運転者・歩行者・居住者への影響、不必要な照明によるエネルギー浪費に結びつく。

45) 環境ホルモン

(外因性)内分泌攪乱化学物質。動物の体内にとりこまれた場合、体内の正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。近年、医学や野生生物等の研究で、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性がある指摘されている。このような物質に、ダイオキシン類、PCB、DDT、フタル酸エステル(プラスチック可塑剤)、ビスフェノールA(プラスチック樹脂)等があげられる。

46) 電磁波

一定の振動数(周波数)で振動する電界と磁界は、相互に関係しながら波動となって空間を伝搬する。この電磁界の波を電磁波と呼ぶ。光より周波数の短いものは電波とも呼ばれる。電磁波による問題は、携帯電話等が発する電磁波で医療用電子機器等に誤作動を起こすことが問題となっている。電磁波による環境影響については、疫学調査による健康との因果関係の評価・判断等をめぐり見解が分かれているのが現状である。

47) ヒートアイランド現象

都市では高密度なエネルギー消費により、熱が放出され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトに覆われているため、郊外部に比べ気温が高くなる。この現象は、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」のように見えるため、ヒートアイランド現象と呼ばれる。とくに夏は、冷房による廃熱がより気温を上昇し、それによりさらに冷房をかけるという悪循環を生み出している。

48) ソーラーエネルギー

太陽エネルギー。太陽エネルギーは、熱エネルギーと光エネルギーに区別される。太陽熱発電、太陽熱温水器などは前者の利用であり、太陽電池(太陽光発電)などは後者の利用である。

49) 超ごみ

人が生活や事業活動をする中で、最終的に残った、価値のないものを、まとめて「ごみ」と表現してきたが、実はその中には価値のあるものがたくさん含まれている。例えば、生ゴミなどは、価値がないところか作物をつくる上で必要不可欠な資源になる、という考えから「ごみ」に代わる新たな呼び方も必要と考える。そこで、新たな価値をもった「超ごみ」が、市民の中で新たな名前を与えられて、堆肥に生まれかわったり、おいしい野菜になって戻ってくる、という「循環型のまちづくり」を豊明市から発信したい、そんな願いがこめられています。

50) 4R

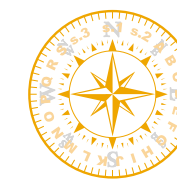
日常生活で、ごみ減量やリサイクルを推進していくための考え方の一つ。「リサイクルは最終手段であり、まずゴミを売らない・買わないことが大切である」という考え方にもとづき、日常の消費生活行動を、Refuse、Reduce、Reuse、Recycleの4段階に区分けし、各段階の頭文字Rをとって、4R活動または4R運動などと称している。4Rを優先度の高い順に列記すると、①Refuse(断る):過剰包装など不要なものは断る、買い物袋を持参する等の「ごみを断る生活様式の定着」、②Reduce(減らす):買う量を減らす、過剰包装を減らす、エコクッキングを実践する等の「市民や事業者のごみを減らす工夫」、③Reuse(再利用):ものは捨てずに再利用する、リユース容器を活用する、不用品をフリーマーケットに出す、まだ使える粗大ごみを再利用する等の「再利用の推進」、④Recycle(再資源化):ごみを分別して資源リサイクルする、資源回収に出す、生ごみを堆肥化する、再生品を買う等の「リサイクルの推進」。

51) 過剰包装

過剰包装として、「あげ底」「額ぶち」等の過大包装、購買意欲をそそるためのファッション性を重視した包装、贈答品などの高級感を与えるための包装、過剰な使い捨て包装材(トレイなどのパック容器等)がある。過剰包装は、ごみの増大、それに伴う環境汚染、資源等の浪費につながるとして、市民からは「買い物袋や容器をもって買い物に行こう」、「バラ売りを見直そう」、「食品トレイの使用を減らそう」、「スーパーのレジ袋を有料にしよう」といった声があがっている。

52) エコクッキング

食材を無駄なく使い、ゴミになるものをできるだけ減らす等、環境に配慮した調理方法。例えば、野菜を皮・茎・軸・しん等、まるごと使いきったり、残った料理を違った料理につくり直す等。また、米のとぎ汁の活用、後片付けの時に油汚れを古紙等で拭きとる等もエコクッキングの一部といえよう。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



53) リユース容器

中身を消費した後、そのままの形状で再使用(リユース)する容器。返却できるという意味から、リターナブル容器とも呼ばれる。これに対して、一度使用しただけで廃棄されたり、(一度粉碎してから)再生利用するような容器をワンウェイ容器と呼ぶ。リユース容器のほとんどが「ガラスびん」であり、代表的なものは、ビールびん、一升びん。これらは、販売店等を通じて回収され、ボトラーで洗浄され再び使用される。生(いき)びんとも呼ばれる。

54) グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供等、環境物品等への需要の転換を促進するため、基本方針と物品購入等の調達方針を定めるもの。グリーン購入とは、環境にやさしい消費者行動(グリーン・コンシューマー活動)の一種で、環境負荷の少ない商品の選択購入を指す。

55) 有機循環資源リサイクルシステム

平成10年から始まった生ゴミ堆肥化モデル事業は、二村台と三崎区の一部地域で行われ、良好な堆肥が安定的に生産されるに至っており、需要の拡大等を検討していくことが今後の課題となっている。有機循環資源リサイクルシステムとは、単なる廃棄物対策ではなく、生ゴミから堆肥をつくり、そして安全で安心な地元作物を消費するといった流通循環に裏打ちされた循環型社会システムの一つ。今後のシステム構想の検討が必要である。

56) ボカシ

有用微生物群を活用したもので、糖みつ、モミ殻、米ぬかを原材料とする、生ゴミを堆肥化するための発酵促進剤。平成5年度から市内6ヶ所で配布している。

57) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。代表的なものとして、オフィスから出る紙ごみ、商店街の店舗や飲食店などから排出される廃棄物があげられる。豊明市では、これらの処理は、事業者自らが適正に処理するか、許可処理業者が収集・運搬することとなっており、家庭ごみとは別に処理することになっている。ちなみに産業廃棄物とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、法律で品目が決められている。

58) 有機農産物

JAS(日本農林規格)では、化学肥料と化学合成農薬(生物農薬は使用可)をまったく使わないで、2年以上経った圃場で、種蒔き・植付け、収穫した1年性作物を「有機農産物」と認証している(永年性作物については、「3年以上経った圃場で…」という規定になる)。このほか、有機転換中農産物、減化学肥料農産物、減農薬農産物、無化学肥料農産物、無農薬農産物といったカテゴリーの表示もある。

59) 遺伝子組み換え食品

遺伝子組み換え技術を用い、除草剤耐性、害虫抵抗性、耐病性を高めたり、日持ちを改良した農作物が原材料になっている食品。その利用にあたっては、安全性、環境や生態系への影響に対して慎重に検討すべきとの意見もある。JAS(日本農林規格)では、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実の5農作物と、加工食品の豆腐、油揚げ類、納豆、豆乳類、みそ、コーンスナック菓子、ポップコーンなどの24品目を対象に、遺伝子組み換え表示を義務づけている。

60) 環境負荷

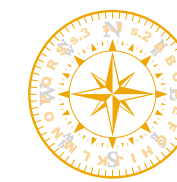
人の活動によって、環境に加えられる影響。大気中や水域等に排出される汚染物質(二酸化炭素等、それ自体は無害な物質も含む)、騒音・振動等の波動やエネルギーの発生・伝播、環境への影響(環境や生態系の改変・変質、廃棄物の放出等)などを指す。なお、環境基本法では、自然現象によって発生する(環境)負荷や、自然界の物質循環を損なわないで分解・回復する程度の負荷は、「環境負荷」とみなさないとしている。

61) 率先行動計画

自治体が一事業者・一消費者として、自ら環境保全活動を率先して実行するための計画。庁内の全職員を対象に、環境に配慮した物品の購入、省エネルギーの推進、ごみ減量やリサイクルの推進等、すぐに取り組める行動から意識的に実践するものである。市民・事業者の自発的積極的な行動を促す狙いもある。国では、地方自治体に先立つかたちで、平成7年に「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画(率先実行計画)」が決定された。豊明市では、地球温暖化防止法にもとづいた全市あがての実行計画を平成12年度に策定し、事業所としての率先的な取組をすることとしている。

62) アイドリング・ストップ

自動車が走行していない時に、エンジンをかけっぱなしにすること(アイドリング)をできるだけやめること。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、排出ガスも減らすことができる。大気汚染や地球温暖化の防止のため、アイドリング・ストップ運動が、民間、草の根市民運動として各界各層に呼びかけられている。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



63) 地球温暖化物質（温室効果ガス）

地球は、太陽の放射エネルギーで暖められ、逆に地球から宇宙空間へエネルギーを放出することで冷える。この放出エネルギーの一部が大気中の温室効果ガスで吸収されるため、結果として生物が生存するのに適した地球の温度を保っている。しかし、人為的影響により温室効果ガスの大気中の量が増えると、宇宙空間へのエネルギー放出が妨げられ、地球の温度が上昇する。この現象が「温室効果」であり、気候変化「地球温暖化」を引き起こすとされている。自然界に存在する温室効果ガスには、水蒸気、メタン、一酸化二窒素、オゾン等がある。人為的に排出される温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。メタン、一酸化二窒素、フロン等の一定量あたりの温室効果は二酸化炭素炭素よりはるかに大きい。しかし、二酸化炭素は排出量が他に比べ膨大であり、その地球温暖化への寄与率は我が国の場合、94%に達する(1993年のデータによる)。

64) 新交通システム

既存の都市交通システムを補完し、従来の交通システムではカバーしきれない交通需要の輸送を行うため、技術革新等で開発された交通システム。実現を前提に検討されているものとして、動く歩道、中量軌道輸送システム(狭義の新交通システム)、モノレール、呼び出しバスシステム(デマンドバス)、ガイドウェイバス等がある。

65) 環境家計簿

日常の暮らしの中で、地球環境に影響を及ぼす行動を自己採点できるチェック表。環境にやさしい行動の点検を通じ、日常的に環境配慮行動を身につけることを狙いとしている。様々なチェック方式があるが、よく知られているものに、電気・ガスなどのエネルギー使用量に二酸化炭素CO₂の排出原単位をかけて算出する二酸化炭素CO₂排出量表がある。

66) フロンガス

フロンとは、塩化フッ化炭素(CFC:クロロフルオロカーボン)の総称。このうち、オゾン層破壊に関与する、大量生産されてきた次の5物質(特定フロン)を狭義でフロンと呼ぶことがある。フロン(CFC)-11、CFC-12、CFC-113、CFC-114、CFC-115。フロンは、沸点が室温前後(フロンガスとして気化しやすい)、無色無臭、不燃性、毒性がない等の利点があり、冷蔵庫やクーラーなどの冷却剤、スプレーの噴霧剤、工業部品等の洗浄剤、ウレタン等断熱材の発泡剤に広く使用されている。

67) 代替フロン

オゾン層破壊の能力がフロンより小さい物質で、フロンに対する代替物質。HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)やHFC(ハイドロフルオロカーボン)が代表格。なお、HCFC、HFCは、オゾン層破壊や地球温暖化への寄与が皆無とはならないので、オゾン層破壊や地球温暖化を引き起こさない、フッ素系の代替物質やフッ素を含まない代替フロンも開発が行われている。

68) オゾン層破壊

地球をとりまく成層圏のオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護している。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素、臭化メチル等のオゾン層破壊物質が、いったん環境中に放出されると成層圏まで達し、オゾン層を連鎖的に破壊する。その結果、地上に降り注ぐ有害紫外線量が増え、皮膚ガンの増加、生態系への悪影響などが生じるおそれがある。オゾン層保護のため、国際的な枠組みやオゾン層保護法でフロン等のオゾン層破壊物質について全廃を前提に規制がなされている。

69) 酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化合物や窒素化合物などが大気中で反応して生じる酸性の雨で、通常pH5.6以下とされている。欧米では、湖沼の酸性化や森林の衰退がこの影響と考えられている。日本でも酸性雨が確認されているが、生態系等への影響については明らかになってない。

70) 熱帯林・熱帯木材等

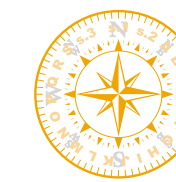
世界の森林は、20世紀末には年間1100~1500万ha(本州の約半分ほどの面積)もの減少が続いていると推測されており、とくに熱帯林の減少が著しい。また、シベリアなどの森林においても、過度の伐採による森林減少が懸念される。これら世界の森林減少は、二酸化炭素の増大、そして地球温暖化を加速しているともいわれている。また、熱帯林の消失により、多くの野生生物が絶滅の危機に瀕している。このため、欧米では1980年代後半から熱帯木材使用禁止運動や不買運動が広まり、木材貿易と環境保護との両立が考えられるようになった。

71) NPO

Non Profit Organizationの頭文字をとったもので、「(民間)非営利組織」と訳される。NGO(非政府組織)とほぼ同義。営利(配当)を目的としない、不特定かつ多数の人のための社会活動を行う市民団体、ボランティア団体等である。特定非営利活動促進法(NPO法)で「特定非営利活動法人」として法人格を得ることができる。

72) 環境市民部会

豊明市環境基本計画策定にあたり、市民参加のプロセスの一つとして、平成11年10月~平成12年8月にかけて計8回開催され、延べ250名の市民が参加。市民自由参加のワークショップ形式で豊明市の環境課題や取り組むべき事項などについて意見交換し、計画策定に反映された。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



73) 環境マップ

環境情報を統合し、計画策定や施設推進等を支援する環境情報システムの一つの表現方法として環境マップがある。集められた環境データ等を地図に表示することで、市民等によりわかりやすく情報を提供することが可能である。ちなみに環境情報システムには、扱う情報で分類すれば、地理情報システム、統計情報システム、規制監視システム、環境指標システム、環境教育システムがある。また、環境カルテやアメニティ・マップと称される手法は、市民参加型の環境マップづくりの一種とも考えられ、市民主体の環境づくりを支援する有効な手法である。

74) パートナースhip組織

市民が主体となった都市環境の改善や環境創造は、市民、行政、産業界の一体となったパートナーシップがその基盤となる。その良い事例として、イギリスの環境づくり運動「グラウンド・ワーク」があげられる。そこでは、知恵、お金、時間、労働などあらゆる面での連携を追求し、何かで協力できる開かれた体制がとられている。

75) 環境会計

企業等が環境保全への取組を効率的かつ効果的に進めていくことを目的に、事業活動における環境保全に関するコスト(投資額と費用額)と、その効果(可能な限り金額等に定量化)を把握・公表するための仕組み。企業自身の適切な環境保全コストの管理等、健全な事業経営に資するとともに、外部に対する企業情報の提供やアピールにも結びつくものである。国では、平成12年に環境会計システムの導入のためのガイドライン/2000年版を公表し、環境会計の枠組みや考え方を示している。なお、環境会計システムはまだ発展途上であり、効果の算定・評価方法等、課題も多い。

76) 環境影響調査

環境アセスメント(環境影響評価)の一種。環境アセスメントとは、各種事業や活動(政策や計画まで含む場合もある)の実施に先立って、その環境への影響について調査把握・影響予測・評価を行うものである。環境悪化の未然防止や十分な環境配慮・対策を講じる上で極めて有効な手段であり、環境管理システムとともに、環境保全を図るための二大システムといっても過言でない。国や県の法・条例等で定められている環境アセスメント制度では、住民への公表・意見聴取があるのが特徴だが、その対象は環境影響が多大な大規模な開発事業に限定されている。対象規模に満たない事業については、住民公表等の手続きを省略したかたちで、自主的な環境アセスメントが行われることがあり、「環境影響調査」と呼ばれることが多い。また、自治体によっては、自治体が行う事業・活動等について、チェックシート等を用いた簡易な環境影響調査を行っているところもある。しかし、いずれも評価結果が中立公平に評価されるかどうかが課題である。

77) 法定外目的税(環境税)

平成12年に施行された地方分権整備法で、独自課税に対する国の許可制が緩和されたことにより、自治体は、その使用目的を明らかにした課税を新税として創設することが可能になった。そうした動きの中で最も注目を集めているのが環境税である。

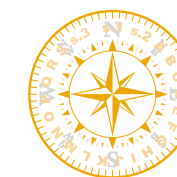
環境税とは、汚染物質に対して課税を行うことにより、汚染物質の削減を目的とした税。環境保全のための経済的手法の一つ。例えば、欧州で導入されている二酸化炭素排出削減のための炭素税が代表的である。このほか、排水への課徴金、有鉛ガリンへの課税、廃棄物への課税、使い捨て飲料容器への課税なども環境税に含まれる。

78) 実行プログラム

厳密な定義はないが、環境マネジメントシステムに重ね合わせてみると、「行動計画」に相当するものと考えられる。「行動計画」は、環境マネジメント(ここでは環境基本計画)の方針、方向性、(環境)目標を達成するため、手段、達成までの期間(スケジュール)、責任の所在(担当者)等を明確化した具体的な計画であり、この計画をもとに、施策・事業・活動を実行していくこととなる。

79) 環境審議会

豊明市環境基本条例にもとづき設置された審議会。環境基本計画に関すること、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。委員は学識経験者等のほか、市民から公募で委員を募っている。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



用語索引

(→数字は用語集の番号)

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

【アルファベット】

4R	→ 50
BOD	→ 18
COD	→ 19
NPO	→ 71

【あ行】

アイドリング・ストップ	→ 62
アメニティー	→ 28
遺伝子組み換え食品	→ 59
エコクッキング	→ 52
エコテクノロジー	→ 27
屋外燃焼行為	→ 42
オゾン層破壊	→ 68
汚泥の浚渫	→ 21
音環境	→ 11

【か行】

外来生物	→ 8
かおり環境	→ 12
過剰包装	→ 51
学校林・学校川・学校池	→ 14
活断層	→ 32
環境ISO	→ 24
環境影響調査	→ 76
環境会計	→ 75
環境家計簿	→ 65
環境施設帯	→ 41
環境市民部会	→ 72
環境審議会	→ 79
環境の保全と創造	→ 4
環境配慮協定制度	→ 29
環境負荷	→ 60
環境ホルモン	→ 45
環境マップ	→ 73
環境マネジメントシステム	→ 25
涵養(地下水涵養)	→ 9

グリーン購入法	→ 54
クリーンボランティア	→ 36
コミュニティー道路	→ 37

【さ行】

酸性雨	→ 69
事業系一般廃棄物	→ 57
自然生態系(生態系)	→ 7
自然な水際の残存距離	→ 15
実行プログラム	→ 78
指標生物	→ 5
住宅地内の通過交通規制	→ 38
集落排水	→ 22
循環型社会形成推進基本法	→ 2
小規模集合排水処理施設	→ 23
新交通システム	→ 64
水質の環境基準	→ 20
ゼロエミッション	→ 26
善意の井戸水	→ 33
ソーラーエネルギー	→ 48
率先行動計画	→ 61

【た行】

ダイオキシン	→ 43
代替フロン	→ 67
堆肥化	→ 34
地球温暖化物質 (温室効果ガス)	→ 63
地球環境問題の概要	→ 1
超ごみ	→ 49
電磁波	→ 46
特定化学物質の環境への 排出量の把握及び管理の 改善の促進に関する法律 (PRTR法)	→ 3

【な行】

熱帯林・熱帯木材等	→ 70
-----------	------

(→数字は用語集の番号)

【は行】

パーク・アンド・ライド	→ 40
パートナーシップ組織	→ 74
バリアフリー	→ 39
ヒートアイランド現象	→ 47
ビオトープ	→ 10
光害	→ 44
フラワーボランティア	→ 35
フロンガス	→ 66
法定外目的税(環境税)	→ 77
ボカシ	→ 56

【ま行】

モニタリング	→ 31
--------	------

【や行】

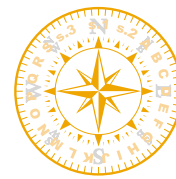
有機循環資源リサイクルシステム	→ 55
有機農産物	→ 58
遊休農地	→ 13
遊水池	→ 30

【ら行】

ランドマーク地形	→ 6
リユース容器	→ 53
レクリエーションベルト	→ 17

【わ行】

ワークショップ	→ 16
---------	------



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



※ 巻末資料 答申書

平成13年2月27日

豊明市長 都築龍治 殿

豊明市環境審議会
会 長 浜 島 昭 二

豊明市環境基本計画について(答申)

平成11年7月27日付けで依頼のありました「豊明市環境基本計画」について、答申いたします。
科学技術の飛躍的な発展を基礎とし、議会制民主主義を政治的枠組みとして、より多くの人が豊かさの恩恵に浴することを目指した資本主義的な産業・経済の仕組みは、大量生産、大量消費を前提とし、それにともなって膨大な資源の無駄遣いをする事になってしまいました。それは貴重な自然を破壊することのみならず、私たちの健康を損なうところまで来ています。

より快適で健康な生活を私たち全員が送ることができ、豊かな自然を次の世代に引き継いでいけるよう、産業・経済のあり方や私たちの生活のあり方や私たちの生活のあり方を探り、確定し、実践していくことは一刻の猶予も許さない急務であり、今日では多くの人々の共通の認識となっています。しかし、この認識が例えば地域住民全体の認識となっているかといえば、それにはほど遠いのが現状であります。

このような状況で、自治体がこれからの私たちの社会の進むべき方向に関する明確な理念を示し、できるところから実践していくことは極めて重要であります。そして、この理念はできるかぎり多くの市民の共有するものとならなければなりません。その意味で、実行プランの中で市民の参加を想定していることはたいへん有意義なことであると考えます。しかし、これは最初の一步であるに過ぎません。

環境問題の根本解決は、最終的には産業と経済、それを通しての諸外国、特にアジア諸国との関係、さらには政治のありようにも関わる大問題であります。個人が、自らの努力と力量で個人としての豊かさを追求する、これが民主主義的な社会の自由主義競争経済の仕組みです。この社会・経済の仕組みが生み出した問題を、共同体全体として解決することが今求められています。次の世代を担う若者たちが、彼らの時代を今一緒に考えることが必要なのです。若者の参画に向けての、行政当局の努力を期待します。

個人の自由を尊重することは、民主主義の基本理念であり、日本国憲法の保証するところがあります。これを損なうことなく、しかも協働して社会を作っていくことがもとめられているのです。自ら考えることのできる自立した市民が、お互いの自由と尊厳を認め合いながら自発的に共同体に参画していく、そういう知的で、血の通った社会を実現していく努力の中で環境問題が解決されるのだと考えます。狭量で後ろ向きの愛国心、押しつけの郷土愛や奉仕の精神ではなく、心の拠り所となり、生きることに意味を与えてくれる新しい地域共同体の理念を示すことが必要です。行政当局のいっそうの努力を期待して、答申の言葉といたします。

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



環境審議会委員の個別意見 (環境審議会の付帯意見)

● 環境施策の推進

- ・環境施策の推進には、国の施策だけではなく、地方の取り組みが重要である。

● 市民参加と情報公開

- ・環境分野での市民参加例はよく見聞きするが、土木や都市計画の分野への市民参加や情報公開が少ないので、これら分野での市民参加等を進めたい。そのため、庁内各課の情報公開等の取組や環境基本計画推進への参加が重要である。
- ・他の自治体では環境基本計画が計画どおり実行できていない。「住みつけたい まち」を実現していくため、市民側からの取り組みが大切であり、「10年後、20年後の、自分達のまちをどうしていくのか」市民が自ら勉強していくことが必要である。

● 地球環境の保全

- ・地球環境の保全のため、車中心の社会からの転換が必要であり、車を減らす工夫 や生活圏への車乗り入れ禁止等を議論すべきである。

● 木の剪定くず等のリサイクルシステムの推進

- ・循環型社会づくりの一環として、公園等のゴミは、草木類と空き缶・プラスチック類等を分別し、公園の一画で草木・雑草等を堆肥化する仕組みづくりやモデル事業を提案する。各地区に公園があるので、家庭から出る木の剪定屑や枯葉等も 持ち込んで一緒に処理できるようにすると地域のゴミ減量にも貢献できる。管理する人材を町内単位で確保したり、表彰制度の導入で、市民や地域の活性化も図れよう。
- ・一方、一カ所に一括回収して集中的に堆肥化するシステムも実現可能である。(第二東名の高架下等に集積場を設置。)運搬コストが必要だが、こちらの方が、管理人材の確保等、地域住民への負担が少なく済むものと考えられる。

● 環境汚染の影響等の低減

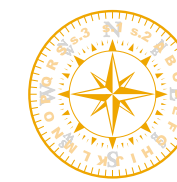
- ・人工化学物質の次世代への影響が心配である。
- ・市民の健康を守るため、有害化学物質の実態調査や指導が必要である。下水道汚泥の含有物質、公共施設の石綿、有機溶媒のベンゼン等化学物質の漏出等について、事業者と協力して施設チェックや調査等を行いたい。
- ・第二東名開通前の環境測定が必要である。二酸化窒素の大気測定は、ボランティアやNP O等でも簡易に測定できるので、体制づくりを考えたい。

● 環境教育

- ・環境教育が今後、重要である。

● より良い環境を目指すための考え方について

- ・名古屋市のゴミが市内に不法投棄されているようであり、豊明市がより良い環境を目指す上で、周りの市や町に迷惑をかけないことを前提とすべきである。そのため、市民各自の努力が大切であり、市民の参加・行動につながる環境基本計画 の策定・推進が重要である。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



豊明市環境審議会委員名簿

平成11年度

職名	氏名	所属団体等	備考
会長	鯨塚昭三	名古屋大学名誉教授	学識経験者
副会長	神谷清美	愛知県環境保全推進委員	関係行政機関
委員	島田隆道	名古屋短期大学教授	学識経験者
委員	浜島昭二	豊橋技術科学大学教授 豊明文化都市づくり懇談会代表	学識経験者
委員	森 義夫	(財)日本気象協会東海本部調査部長	学識経験者
委員	初山靖徳	(社)豊明青年会議所理事長	各種団体
委員	溝口元子	豊明市エコクラブ代表(豊明エコキッズ)	各種団体
委員	浜島喜代美	豊明市生活排水クリーン推進員	各種団体
委員	中野幸夫	豊明市商工会理事	各種団体
委員	井上伸司	めいきん生協コープとよあけ店長	各種団体
委員	平野朝光	あいち尾東農業共同組合豊明支店代表理事副組合長	事業者代表
委員	大澤立國	ユニー(株)豊明店長	事業者代表
委員	成瀬信隆	ホシザキ電機(株)本社工場長	事業者代表
委員	森川保二	愛知県瀬戸保健所豊明支所衛生課長	関係行政機関
委員	稲垣甲子郎	一般公募	一般公募
委員	宮田忠雄	一般公募	一般公募
委員	中村喜美子	一般公募	一般公募
委員	藤原直子	一般公募	一般公募

平成12年度

職名	氏名	所属団体等	備考
会長	浜島昭二	豊橋技術科学大学教授 豊明文化都市づくり懇談会代表	学識経験者
副会長	神谷清美	愛知県環境保全推進委員	関係行政機関
委員	島田隆道	名古屋短期大学教授	学識経験者
委員	鈴木正基	(財)日本気象協会東海支社調査部長	学識経験者
委員	初山靖徳	(社)豊明青年会議所直前理事長	各種団体
委員	溝口元子	豊明市エコクラブ代表(豊明エコキッズ)	各種団体
委員	浜島喜代美	豊明市生活排水クリーン推進員	各種団体
委員	中野幸夫	豊明市商工会理事	各種団体
委員	井上伸司	めいきん生協店舗運営部次長	各種団体
委員	加藤琢也	あいち尾東農業協同組合豊明地域総括理事	事業者代表
委員	小栗孝司	ユニー(株)豊明店長	事業者代表
委員	成瀬信隆	ホシザキ電機(株)本社工場長	事業者代表
委員	中根五男	愛知県瀬戸保健所豊明支所衛生課長	関係行政機関
委員	稲垣甲子郎	一般公募	一般公募
委員	宮田忠雄	一般公募	一般公募
委員	中村喜美子	一般公募	一般公募
委員	藤原直子	一般公募	一般公募



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

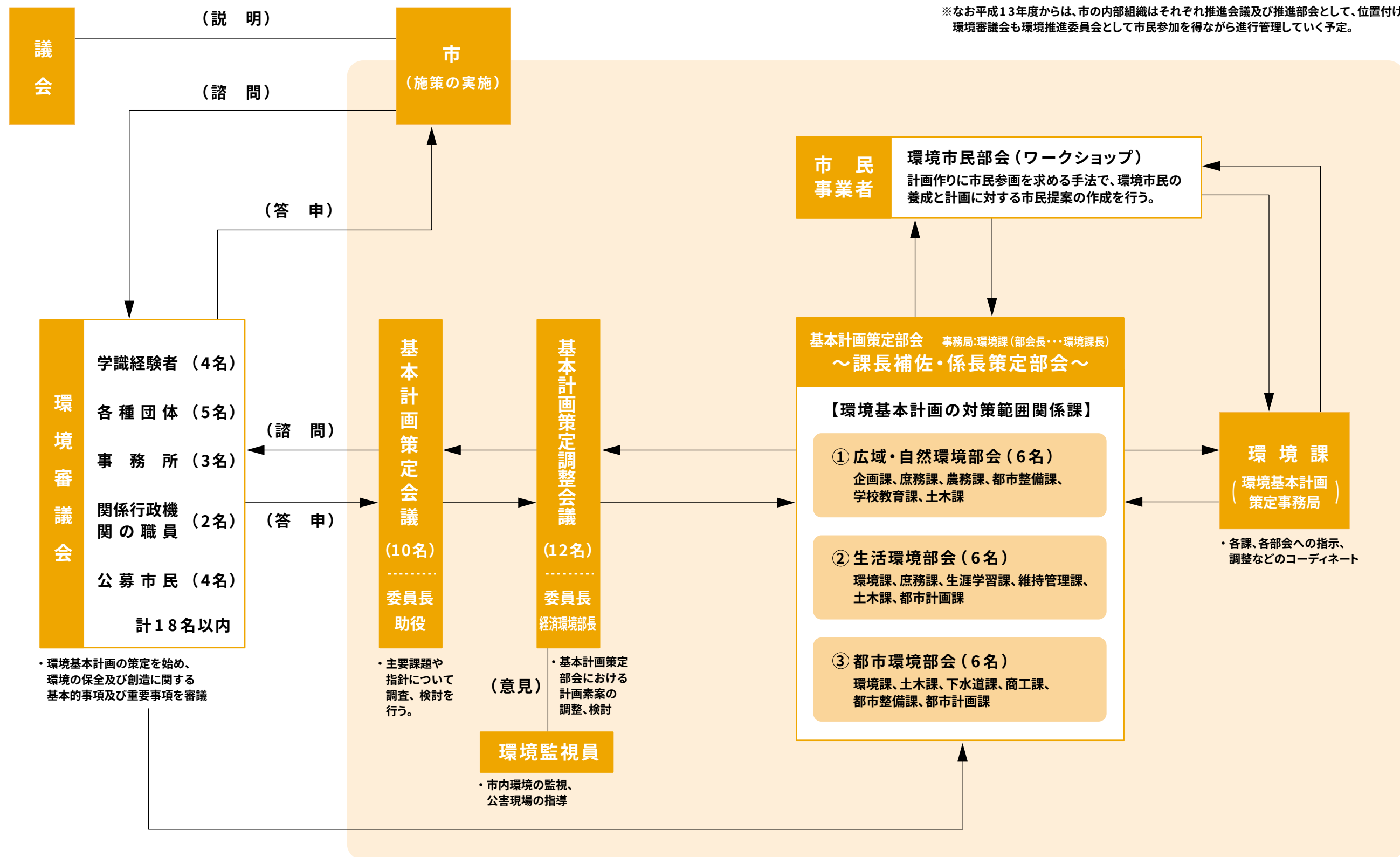
S

STEP 3

巻末資料



STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料



STEP 1
STEP 2
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
STEP 3
巻末資料

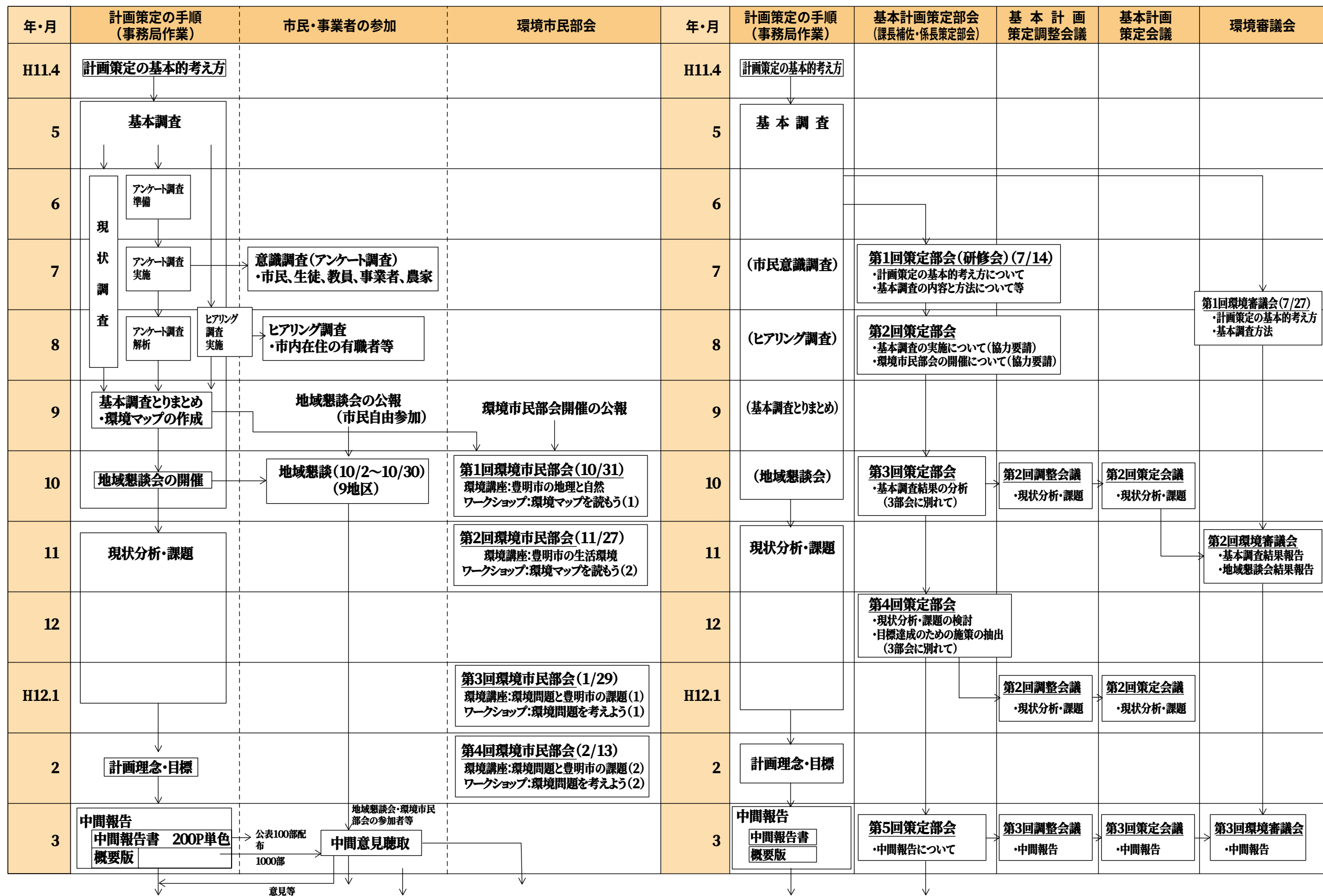


計画策定スケジュール <平成11年度>



(市民・事業者の参加)

(市(官庁内体制))



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



計画策定スケジュール<平成12年度>



年・月	市民・事業者の参加	環 境 市 民 部 会	計画策定の手順 (事務局作業)	基本計画策定部会 (課長補佐・係長策定部会)	基本計画策定調整会議	基本計画策定会議	環境審議会
H12.4	意見等	第5回環境市民部会(4/22) 環 境 講 座：豊明市の望ましい環境像 ワークショップ：私が考える豊明市の環境像	環境像・環境目標				
5		環境市民観察会(自由参加)(5/14) ・豊明の環境を歩いてみよう等	目標達成のための施策	施策の収集(施策調査票の各課への配布・記入)			
6		第6回環境市民部会(6/24) 環 境 講 座：環境により取組事例(国内編) ワークショップ：環境にやさしい行動を考える(1)	環境配慮指針				
7		第7回環境市民部会(7/30) 環 境 講 座：環境により取組事例(国外編) ワークショップ：環境にやさしい行動を考える(2)	計画推進方法				
8		第7回環境市民部会(7/30) ワークショップ：「環境基本計画づくり」について	計画素案				
9	環境フェア2000開催の公報 (市民自由参加)	意見等	→ 計画案の検討	第1回策定部会(9/28) ・環境像・環境目標 ・目標達成の施策の検討 ・環境配慮指針の検討 ・計画推進方法の検討			
10	ホームページ作成 公表100部 1,000部事前配布 環境フェア2000 (10/28)		計画案とりまとめ 計画案書100P単色 概要版 ↓ 環境フェア2000開催 (10/28)	第1回調整会議(10/2) ・環境像・環境目標 ・目標達成の施策 ・環境配慮指針 ・計画推進方法	第1回策定会議(10/12) ・環境像・環境目標 ・目標達成の施策 ・環境配慮指針 ・計画推進方法	審議会資料 (一ヶ月前事前送付)	
11	計画書の公開・ 意見受付	意見等	最終計画案の検討	意見等 第2回策定部会 ・計画最終案の検討	第2回調整会議 ・計画最終案	第2回策定会議 ・計画最終案	第1回環境審議会 ・計画案の検討
12							審議会資料 (事前送付)
H12.1			(計画案の修正)	第3回策定部会・調整会議・策定会議(合同会議) ・環境審議会答申について ・計画内容の最終確認			第2回環境審議会 ・計画案諮問
2							第3回環境審議会 ・計画案答申
3	公表200部 < 市民配布25,000部 < ホームページ作成 <		計画書等の作成 環境基本計画書200P2色 市民向けリーフレット8P2~4色 CD-ROM				

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



豊明市環境基本条例

私たちのまち、豊明市は、自然環境に恵まれ、緑豊かな明るいまちとして、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、日本の近代化とともに都市化の急激な進展は、都市の安全性や快適性の低下、生活環境の悪化、また自然環境の破壊等を引き起こし、地域の環境問題にとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めてきている。

その結果、今日の環境に対する市民の要求は、問題意識の向上や価値観の変化に伴い、より高度なものになってきており、これまで以上に環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくことが強く求められてきている。

このような中で、これからの環境問題に的確に対応していくためには、従来のように環境の諸施策を個々に実施するのではなく、市民・事業者・市が一体となり、新たな視点に立ち総合的な環境施策を展開していく必要がある。

私たちは、環境資源を適切に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共存することのできる社会を実現し、将来の世代に継承していくために、ここに、この条例を制定する

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係わる被害が生ずることをいう。

(3)地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係わる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健康で緑豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるよ

うになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者、及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係わる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全及び創造)

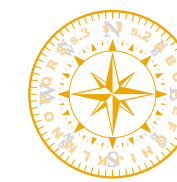
第8条 市は、動植物の育成環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における多様な自然環境を適正に保全し、創造するため、必要な措置を講じなければならない。

(快適な環境の確保)

第9条 市は、都市の緑化、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料



利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

（環境教育の充実及び環境学習の促進）

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

（調査研究等）

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

（環境基本計画の策定）

第14条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊明市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する目標

（2）環境の保全及び創造に関する施策の基本的方向

（3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、豊明市環境審議会の意見を聞くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画の実施に当たっての措置）

第15条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

（施策の策定等と環境基本計画との整合）

第16条 市は、自らの施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

（年次報告書の作成、公開等）

第17条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（開発事業等に係る環境への配慮の推進）

第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 効果的推進のための施策

（情報の提供及び市民等の意見の反映）

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自主的活動の促進）

第20条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（国、他の地方公共団体等との協力）

第21条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 豊明市環境審議会

（設置）

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、豊明市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重用事項

（委任）

第24条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

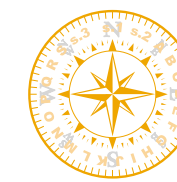
附則

（施行期日）

1 この条例は平成11年4月1日から施行する。

（豊明市公害対策審議会条例の廃止）

2 豊明市公害対策審議会条例（昭和50年豊明市条例第1号）は、廃止する。



STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料

STEP 1

STEP 2

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

STEP 3

巻末資料